

4

緑の保全地区についての方針

(1) 緑の保全に関する制度の活用の考え方

本市では市域の約7割が緑地で占められており、その大部分は民有地の緑となっています。このような緑の中には貴重な動植物、多様な生物が生息・生育できる空間が多く存在するほか、市街地に隣接した場所では、斜面地や丘陵地の緑など、うるおいのある都市景観を形成する上で重要な緑もみられます。しかし、特に保全策が講じられていない民有地の緑は、土地所有者の意向次第で消失する可能性もあり、今後、大分市の緑の保全を図る上で民有地の緑の保全が重要な課題といえます。以下に緑の保全に関する課題を整理します。

〔課題〕

- ・市街地に隣接した緑地や沿道の緑地は、都市的土地区画整理事業の圧力が強く、周辺の土地利用の変化などによって消失する可能性があります。
- ・民有地の場合は土地所有者の意向に左右されやすく、特に重要な緑であることがわかつても金銭的理由、管理上の理由など、所有者の負担が大きく、啓発を行うだけでは十分な保全効果がありません。
- ・社寺林、屋敷林、その他小規模な民有地の樹林などには、保全することが望ましい緑地があります。
- ・市民の緑に対する意識調査では、大分市の森林について「生物の貴重な生息場所として大切に保全する」、また、多様な生物の生息環境の確保のために「森林や河川などの自然環境の保全、里山環境の保全等の取り組みを進めることが望ましい」といった意見が多くみられ（129、130ページ参照）、市民も緑の保全に関心が高いことが伺えます。



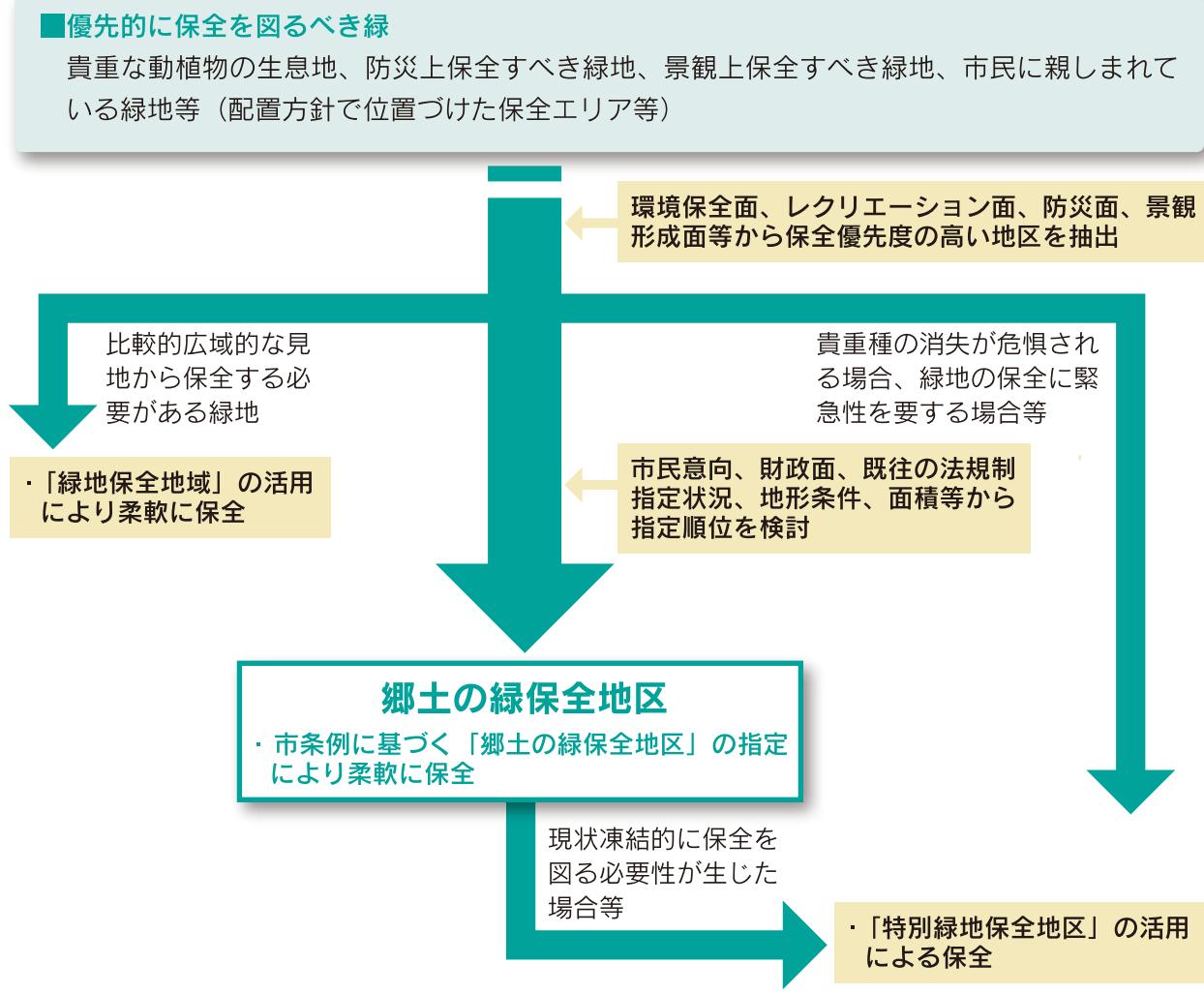
〔方針〕

これらの緑の保全には買い取りによる公有地化、「特別緑地保全地区（※）」の指定による保全が最も効果の高い保全策であると考えますが、すべてを公有地化することは非常に困難です。このため、保全を前提とした緑については、市民への理解と周知を図りながら、条例による「郷土の緑保全地区（※）」として指定し、比較的柔軟な規制内容のもと、官民が協働でその保全に取り組んでいくこととします。

しかし、貴重な緑等に対して、特に保全に緊急性を要する場合は「特別緑地保全地区（※）」の指定を検討するほか、貴重な緑等が広範囲にわたり「郷土の緑保全地区（※）」だけでは十分な保全を図ることが困難な場合は、関係機関との調整により「緑地保全地域（※）」の指定による保全も検討します。

※次頁に用語解説を記載

緑の保全に関する制度の活用検討フロー



※緑地保全地域

都市緑地法第5条に規定される制度で、都市計画区域内及び準都市計画区域内において、里地・里山など比較的広域的な見地から緑地を保全するため、無秩序な市街地化の防止、地域住民の健全な生活環境の確保等の観点から適正に保全する必要がある緑地について、一定の土地利用との調和を図りつつ、適正な保全を図る制度。緑地保全地域は、都市計画法における地域地区として、二以上の市区町村の区域にわたるものについては都道府県が、それ以外のものについては市区町村が定めるものである。

※郷土の緑保全地区

「大分市緑の保全及び創造に関する条例」に基づき、環境保全、レクリエーション、防災、景観保全を目的に、緑の存する地区を郷土の緑保全地区として指定することができる。緑保全地区内において、建築物等の新築、改築又は増築、宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更、木竹の伐採、水面の埋立て又は干拓をしようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

※特別緑地保全地区

都市緑地法第12条に規定される地区で、都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地などの地区が単独もしくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止や、公害又は災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもののいずれかに該当する緑地が、指定の対象となる。

特別緑地保全地区に指定されると建築物その他工作物の新築、改築又は増築、宅地の造成等が規制され、現状凍結的に保全するため、土地所有者の土地利用に著しい支障をきたす場合、都道府県、市町村等がその土地を買入れることとなる。現在、大分市には特別緑地保全地区の指定はない。

(2)郷土の緑保全地区

1) 保全配慮地区と郷土の緑保全地区

緑地の現状、住民の緑地に対するニーズ等を踏まえ、市民緑地や条例による保全措置等により重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区については、都市緑地法に規定されている「保全配慮地区（※）」を本計画に定めることが考えられます。

しかしながら、「保全配慮地区」は基本的には都市計画区域が対象となり、区域外は対象となりません。

このような中、大分市では全市的に保全を図ることのできる制度として大分市緑の保全及び創造に関する条例に基づく「郷土の緑保全地区」の制度があります。この地区は、基本的に届出制によるため、規制内容は比較的緩やかで、市民との協定制度も取り入れられた柔軟性のある制度となっており、市独自の権限と責任の範囲で指定することが可能なため、計画的な運用を図ることができます。

このような状況を踏まえ、保全配慮地区と同等の扱いを行う地区として、「郷土の緑保全地区」を扱うこととします。

2) 郷土の緑保全地区の指定方針

郷土の緑保全地区は、次の要件を満たす地区を対象に指定を行います。

▶環境保全

⇒快適な都市環境を保全し、市民と自然との共生若しくは豊かな触れ合いを確保し、又は貴重な動植物の生息地若しくは生育地の保全を図るために必要な地区

▶レクリエーション

⇒公共施設の整備による緑の保全等を図ることにより、市民に安らぎと憩いを与え、良好な生活環境を形成するために必要な地区

▶防災

⇒地滑り、水害その他の災害を防止し、又は災害時における遮断地帯、緩衝地帯若しくは避難地帯を形成するために必要な地区

▶景観保全

⇒山地、丘陵地、農地、公園その他良好で文化的な市民生活に寄与している景観の保全を図るために必要な地区

※保全配慮地区

都市緑地法第4条第2項第6号に定められている地区で、緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区である。「緑の基本計画」には、当該地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項を定めることができる。また、当該地区は、緑地の現状、住民の緑地に対するニーズ等を踏まえ、市民緑地や条例による保全措置等により緑地の保全を図るべき必要があると認められるものについて定めることが望ましい。

3) 郷土の緑保全地区における緑地の保全の方針

郷土の緑保全地区に位置づけられた緑地については次に示す観点から保全を図っていきます。

1. 市民の大切な緑地として保全を図ります

快適な都市環境の保全及び貴重な動植物、多様な生物が生息・生育できる緑、良好な生活環境を形成するために必要な緑、その他の災害を防止する緑、景観の保全を図るために必要な緑について、積極的な保全を図ります。

市民の利用への関心が高く、自然とふれあう利用が考えられる地区の山林、丘陵地の緑については、土地所有者の理解と協力のもと一般に開放するなど、NPO、市民と協働で活用を図ります。



市街地に残る緑

2. 防災上重要な緑地の保全を図ります

急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地等では防災面での必要な整備とともに、周辺の緑地の保全を図ります。



斜面地の緑

3. 郷土の緑保全地区であることを広く市民に周知します

ホームページ等により当該地区の緑の役割や保全の大切さの周知を図り、その協力を求めるPRを行います。



郷土の緑保全地区(千歳地区)

4. 郷土の緑保全協定により緑の保全を行います

郷土の緑保全地区の指定地区内での保全に関し、市と協定を結んだ所有者の負担を軽減するため、費用面などの支援を行うことにより緑の保全を行います。



郷土の緑保全地区(駄原地区)

(3)特別緑地保全地区

①特別緑地保全地区の指定方針

特別緑地保全地区の指定については、原則として緑地の配置方針で示した「緑地保全ゾーン」内を対象として、地区の指定を検討します。

また、検討に際しては、次の4つの観点から地区指定を行っていくものとします。ただし、今後、調査などによって新たに重要とされる地区については、調整のうえ、検討を行います。

■指定主体

▶大分市：ただし、10ha以上、かつ、2以上の市町村の区域にわたる場合は、大分県

- ▶「大分市生態立地図」（1998年(平成10年)3月、大分市）において緑地の保護、保全または緑地の形成が必要とされる地域
- ▶「大分市自然環境調査」（2017年(平成29年)3月。2007年(平成19年)2月、大分市）において保全すべき自然環境として位置づけられている地域
- ▶「大分市の植生」（2008年(平成20年)6月、1995年(平成7年)3月 大分市）の中の重要な植物群落
- ▶災害の防止のため、緑の保全が必要とされる地域

②特別緑地保全地区内の土地の買い入れの方針

特別緑地保全地区内の土地の買い入れに対する請求があった場合は、都市緑地法第17条に基づき、市や県、あるいは緑地保全・緑化推進法人との協議の上、土地の買い入れを行うものとします。

土地の買い入れ制度の詳細に関しては、今後、緑地保全・緑化推進法人制度の活用と、特別緑地保全地区の指定などと併せて総合的な基準、ルールづくりを行っていきます。

③特別緑地保全地区の保全方針

特別緑地保全地区に指定された場合は、主に次のように区分されるものとして、それぞれの地区的性格や特性に応じた保全方策を行います。

- A) 市街地や、市街地に接する丘陵地、里山における貴重な動植物の保護と緑地における生態系の保全を図ります。
- B) 山間部における貴重な動植物の保護と緑地における生態系の保全を図ります。
- C) A)、B) と併せて、地すべりなどの自然災害の防止を目的として、緑地を保全し、創出します。
- D) A)、B) と併せて、市民にとって自然と触れあうことができる場として、現在ある、または新たに作る施設の活用を図ります。

緑化の推進を図る地区についての方針

(1) 緑化推進に関する制度の活用の考え方

緑の創出を図る中で、公共公益施設の緑化や公園緑地の整備については行政が主体となって取り組むものですが、民有地の緑化については、市民や土地所有者などの協力が得られなければ困難となります。特に市域の大部分が民有地で占められている本市においては、その緑化が重要な課題となります。

このため、大分市では緑が不足している地区や良好な環境の形成を図ることが必要な地区などを対象に、「緑化助成事業」、「緑地協定（※）」、「市民緑地認定制度（※）」などの緑化制度を活用し、効果的かつ具体的に緑化の推進を図るものとします。なお、緑化制度の活用については地区の特性や市民の緑に対する意向などを総合的に判断し、適切な手法を選定し緑化を推進することとします。

緑の創出に関する制度の活用フロー

■優先的に緑化の推進を図る必要のある地区

特に緑が不足している地区等

環境保全面、レクリエーション面、防災面、景観形成面等から先行的に緑化を推進していくべき地区を抽出

緑化重点地区

■公共施設の整備・緑化及び緑の創出に関する制度を活用し、先導的な緑化を推進

- ・緑化の推進
⇒公共公益施設の緑化
- ⇒民有地の緑化（緑地協定、緑化助成事業等）
- ⇒市民緑地認定制度の活用
- ・公園緑地の整備
⇒都市公園の整備

- ・良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地等において緑化を推進する必要がある区域
- ・良好な都市環境の形成を図るために緑化を推進する区域

■緑化地域等、法的規制制度の活用により、積極的な緑化を推進

- ・緑化の推進
⇒建築物、敷地の緑化（緑化地域、地区計画等緑化率条例制度）

- ・積極的な緑化の推進を図る必要性が生じた場合等

(2) 緑化重点地区

1) 緑化重点地区の検討

緑化重点地区は、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区です。大分市の緑化重点地区の指定については次の4つの基準とします。

緑化重点地区指定の要件

- ▶ 緑化を行うことにより、ヒートアイランド現象の緩和など環境負荷軽減に資することが期待できる地区
- ▶ 今後のまちづくりに関して、緑を活用した街並み景観の形成を図ることが望ましいと思われる地区
- ▶ 市街地の中で特に緑が不足していると思われる地区
- ▶ 市街地緑化の先行的な事例とすべき地区

また、緑化重点地区における主な緑化施策は次のとおりです。

- ▶ 公共公益施設緑化の推進（道路・河川・学校・その他公共公益施設）
- ▶ 都市公園、緑道などの整備
- ▶ 緑地協定（※）の締結、市民緑地認定制度の活用（※）
- ▶ 「緑化助成事業」による民有地緑化の推進（屋上緑化、壁面緑化などの敷地内緑化）

※緑地協定

都市緑地法第45条に基づく制度で、都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地について、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する事項を協定する制度である。協定には、協定の対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、保全する樹木の場所、違反した場合の措置等が定められ、認可の公告後にその区域に移転してきた者に対しても効力を有する。

※市民緑地

土地又は人工地盤、建築物その他の工作物に設置される住民の利用に供する緑地又は緑化施設をいう。市民緑地には、地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）が土地等の所有者と契約を締結して設置管理する市民緑地（市民緑地契約制度）と、民間主体が市区町村長による認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づき設置管理する市民緑地（市民緑地設置管理計画の認定制度）がある。これらの制度は、土地等の所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地又は緑化施設として提供することを支援・促進し、緑の創出と保全を推進することを目的としているものである。

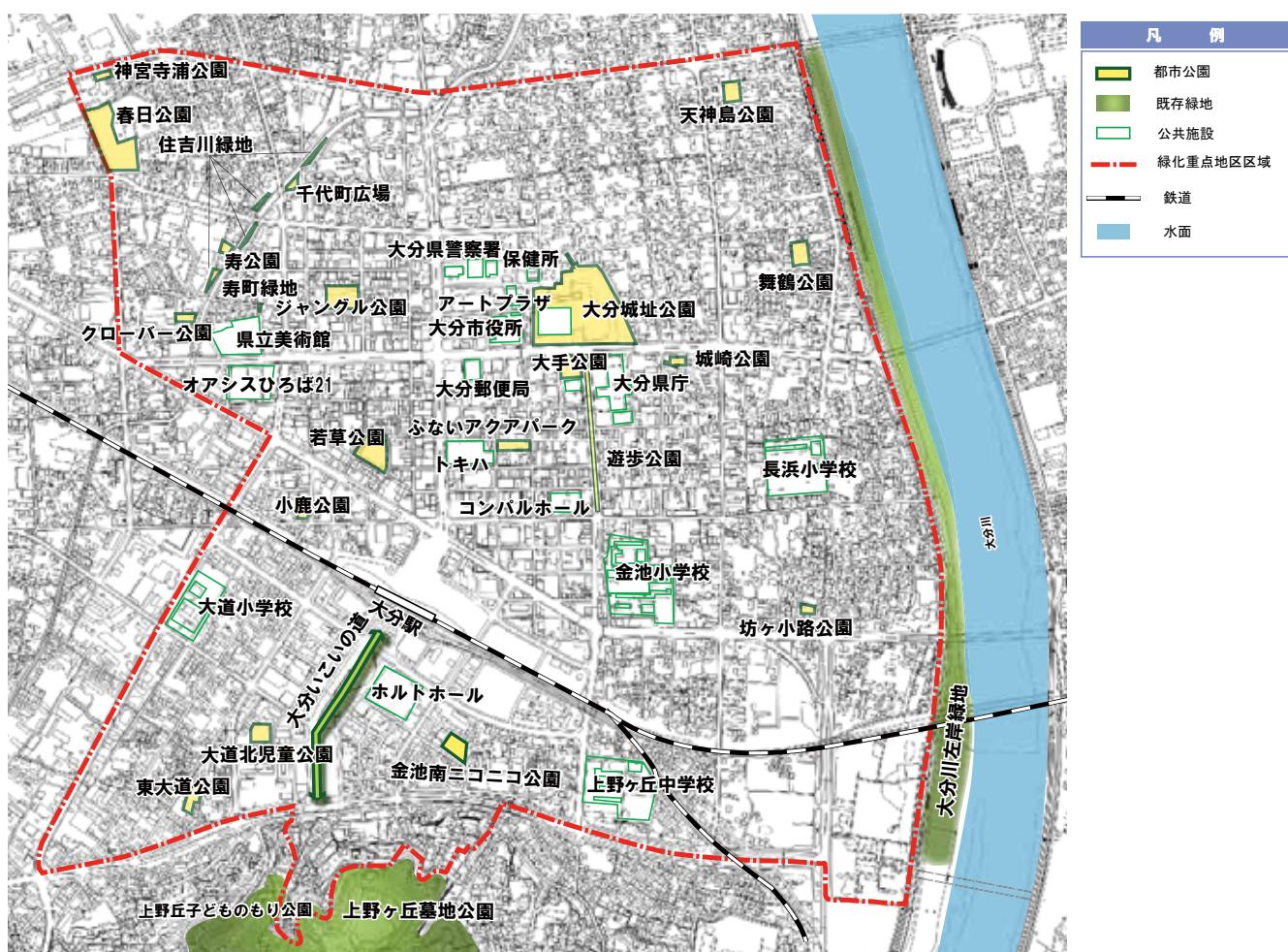
2) 緑化重点地区の設定

市民の緑に対する意識調査では、周りの緑について、「緑が少ないと感じている」とした意見は全市的には12%程度（124ページ参照）ですが、大分地区（大分川より西側）についてみると21%（102ページ参照）と非常に高くなっています。

都市計画マスターplanにおいて、大分地区は、県都、さらには東九州の重要な拠点にふさわしい規模、質を兼ね備えた商業・業務都心を形成することが期待されています。そのなかで、中心市街地については、駅南北の都心、大分市美術館を中心とする緑の拠点、芸術文化拠点としての大分県立美術館、交流人口を生み出すJRおおいたシティ等の新たな拠点や大分城址公園、大友氏遺跡などの歴史文化観光拠点の拠点形成を進めるとともに、都心南北軸、東西軸と拠点連携し、「面的な拡がりをもった都市構造」を目指しています。

そこで、先述の緑化重点地区指定の要件を踏まえ、緑化重点地区は、下図に示す概ね457haの区域とします。なお、今後は市の動向や地区的状況を踏まえながら、計画内容の変更や緑化重点地区の追加、変更を行っていくものとします。

緑化重点地区域



3) 緑化重点地区における緑化方針

①地区の現況

大分駅北側の地区は、市役所をはじめとする行政機関や大規模な商業・業務施設が集積し、市の中的な役割を担うとともに、内外から多くの人々が集まる玄関口ともなっています。都市計画マスター プランでは、商業・業務機能の集積と幹線道路網の再構築による駅北・商業業務都心の形成を目指すことが示されています。

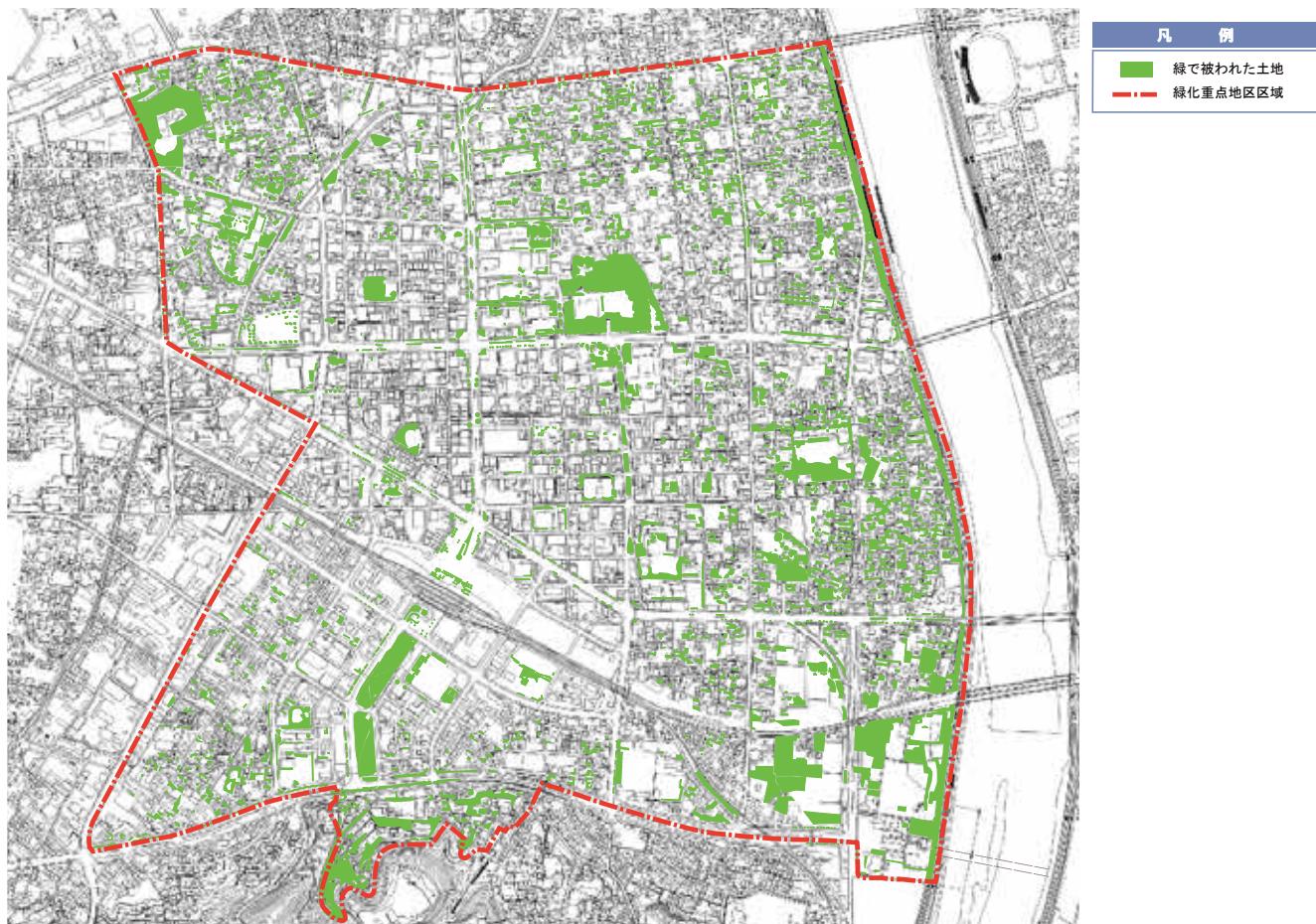
一方、大分駅南側の地区は、区域の南部に緑豊かな上野丘の丘陵地があり、緑の背景を成しています。都市計画マスター プランでは、駅北地区と連携して駅南・情報文化都心の形成を図ることが示されています。

このように、本地区は都市機能の中枢を担う区域で、さらに市の玄関口としても新たな発展が期待されているところです。緑の状況についてみると、大分駅南側で幅100mの緑豊かな「大分いこいの道」が整備され、貴重な緑が創出されました。しかし、緑化重点地区全体においては、地区面積457haのうち、緑で被われた土地の面積が概ね44haで、地区全体の9.6%程度と、緑が非常に少ない状況にあります。このため、今後、官民が協働して緑化に取り組み、本市の中心部にふさわしい緑豊かで潤いのある環境を形成していく必要があります。

緑被率の状況

種別	現況緑被率
市街化区域全体	27.4%
緑化重点地区	9.6%

緑で被われた土地の現況図



②緑化重点地区における緑化の考え方

主要な幹線道路の緑化拡充や鉄道残存敷を活用した緑化等を推進し、風の道を形成することによって、大分川に沿って流れる海や山からの涼風を市街地内へと誘導し、ヒートアイランド現象化の防止に努めます。また、道路の緑化を推進し、快適な緑のネットワークを形成します。

このうち、広幅員の（都）大分駅新川線、（都）大分駅上野丘線については、花と緑で彩られた都心南北軸の形成を図ります。また、（都）大分駅上野丘線（大分いこいの道）は、都心の森と一体となったメインストリートにふさわしい良好な景観の維持を図ります。

また、大分城址公園周辺、大分駅周辺、上野丘周辺をはじめ、整備が進められている大友氏遺跡歴史公園周辺を緑の拠点と位置づけ、緑化重点地区のシンボルゾーンとしてふさわしい空間形成を図ります。

緑化の考え方のイメージ



③緑化重点地区における整備方針

1. 緑の拠点を形成します

- 行政の中心地となっている大分城址公園周辺及び本市の玄関口となる大分駅周辺では、敷地緑化、屋上緑化、壁面緑化を積極的に進め、緑化のモデルにふさわしい緑豊かな街区を形成していきます。また、緑化手法、支援策など緑に関する情報発信を積極的に行います。
- 上野丘周辺では緑豊かな丘陵地が迫り、市街地からの良好な背景を形成しているため、この緑を保全するとともに、個々の住宅地についても緑化を促進し潤いのある環境づくりを進めます。
- 大分駅東側では大分市の個性と魅力を代表する歴史公園として、大友氏遺跡歴史公園の整備が進められており、国指定史跡である大友氏館跡、旧万寿寺地区の整備とともに、歴史資源と一体になった緑豊かな環境を創造していきます。
- 鉄道残存敷は、西のかんたん港園から東の大友氏遺跡・大分川に至る賑わいのある新たな東西の人の流れをつくるため、緑道等の整備を行います。



大分城址公園



大分駅南側

2. 花と緑で彩られた都心南北軸を形成します

- (都)大分駅新川線、(都)大分駅上野丘線を都心南北軸として設定し、街路樹による緑化推進、沿道建築物の緑化等による緑化重点地区のシンボルにふさわしい道路空間づくりを進めます。
- シンボル性の高い樹種の採用や多彩な樹木の組み合わせにより、うるおいのある道路空間の形成を図ります。
- 街路樹だけではなく、道路に隣接する場所では、(仮称)祝祭の広場の整備活用等をはじめ、フラワーポット等を活用し、花と緑で彩られた空間づくりを推進します。



府内中央口広場



大分駅上野の森口

3. 都市公園の整備と緑化を推進します

- ・大分城址公園など都市公園の再整備及び維持管理の推進を図るとともに、新たな公園として大友氏遺跡歴史公園の整備を推進します。
- ・既存の公園については安全面、防犯面等を考慮し、施設や樹木の更新・撤去など、適切な維持管理を行い、誰もが安心して憩える空間づくりを進めます。
- ・公園を整備する際にはバリアフリーや防災面にも配慮します。
- ・オープンスペースの確保が困難と考えられる場合は、立体都市公園の可能性について検討を図ります。



大友氏遺跡整備基本計画
(出典:大分市教育委員会)



大分城址公園

4. 公共施設の緑化を推進します

- ・官公庁施設をはじめ、小中学校等の教育施設、公民館、文化施設については、民間建築物に対する緑化のモデルとなるよう緑地量の増加に努めます。
- ・単に緑地量を増加させるだけではなく、敷地周囲の緑化や壁面緑化など見せる工夫を行い、視覚的に効果のある緑化に努めます。



大分市役所



ホルトホール屋上庭園

5. 商業・業務地の緑化を推進します

- 大規模商業施設などでは、民有地に対する緑化助成事業など、誘導支援方策の活用を図り、屋上緑化、壁面緑化など土地所有者や事業者等が緑化の推進に取り組みやすいよう配慮していきます。

6. 住宅地の緑化を推進します

- 比較的低層の住宅地等では緑地協定や地区計画の導入による敷地内緑化を推進します。
- マンション等の集合住宅については敷地内における緑化や駐車場、屋上などにおける緑化を誘導するとともに、道路に面した緑の確保を誘導していきます。



緑地協定を結んだ団地

7. 道路の緑化を推進します

- 幹線道路を中心に緑のネットワークを形成し、自転車や歩行者に配慮した街路樹による快適で質の高い道路空間の創出を図ります。
- まちのシンボルとなる景観上重要な道路については、景観施策と連携を図ります。
- 街路樹の設置が困難な道路については、隣接地において、事業者等の協力のもとフラワースポット等による花と緑の憩いの空間づくりを進めます。
- 市民協働による道路景観の創出を図るため、市民やNPO、事業者等と協力しながら適切な維持管理に努めます。
- 沿道の未利用地などを利用し、緑化を推進します。

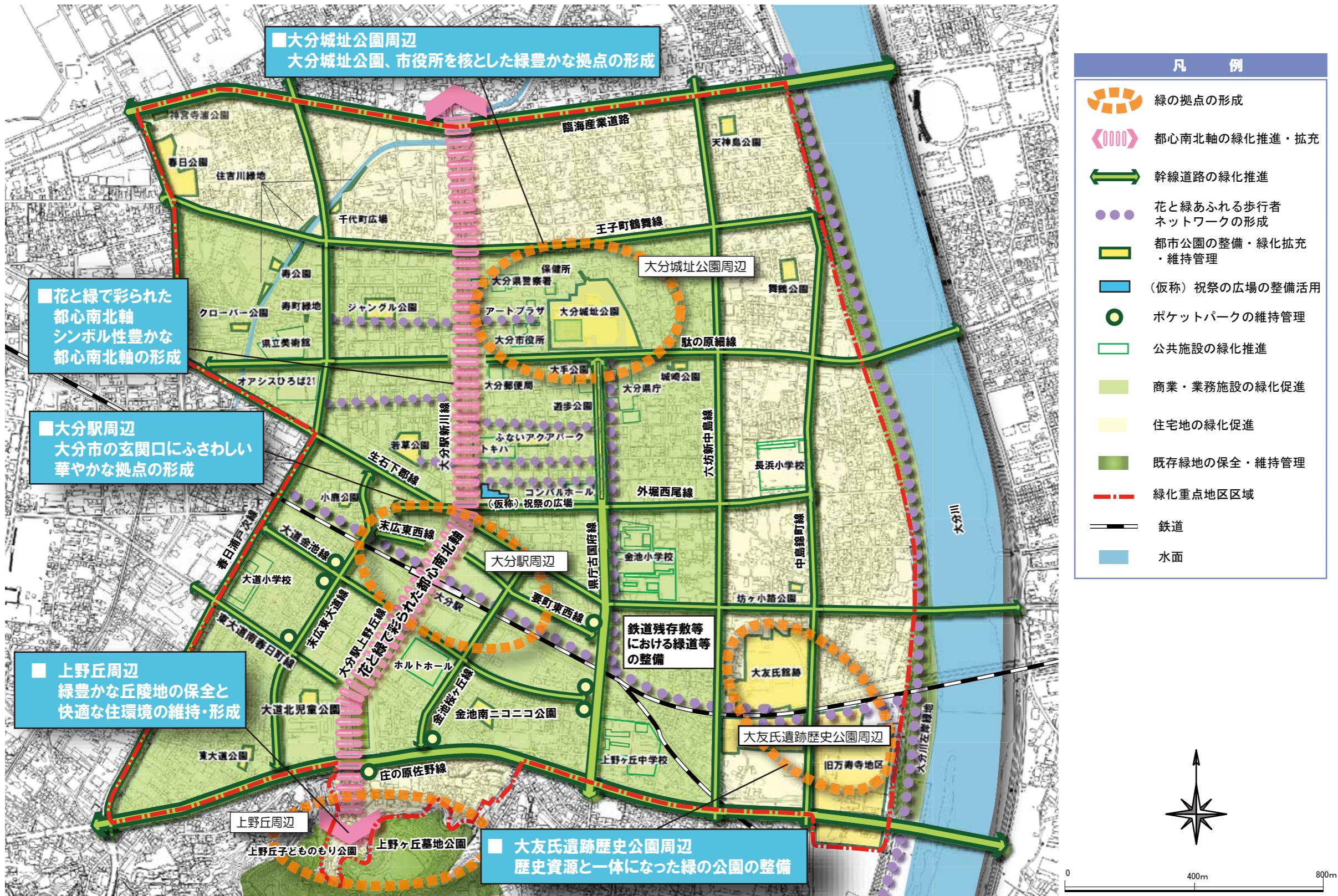


沿道の緑



街路樹(明野緑地付近)

緑化重点地区における整備方針



(3) 緑化地域

1) 緑化地域指定に関する大分市の考え方

緑化地域については、市街化区域を対象範囲として、地区住民の意見を聞きながら指定の検討を行います。また、指定については緑化重点地区指定要件で掲げた4つの要件を考慮し、より積極的な緑化が必要な地区などを対象に指定していくものとします。

また、緑化地域を定めるにあたり、次に示す事項を考慮していくものとします。

- ▶ 緑化地域の対象となる区域は基本的に緑が不足している地区、ヒートアイランド現象の緩和を図る必要のある地区などが対象となります。今後、大規模な土地利用転換が進められている、または進められる予定のある地区なども含め区域を検討していきます。
- ▶ 屋上緑化や壁面緑化等の緑化技術の進展を踏まえ、敷地内空地が少ない商業地域等での緑化を一層推進するため、建築敷地面積に対する緑化率（※）の最低限度の設定を検討します。
- ▶ 緑化率規制の対象となる建築物は敷地面積1,000m²以上とされていますが、1,000m²未満300m²以上まで対象を引き下げることが可能なため、今後、地区の実態を精査した上で適切に対象建築物を定めていくこととします。
- ▶ 緑化率規制への周知・理解を促進していくとともに、「民有地に対する緑化助成事業」などの支援策についても併せて検討を進めます。

※緑化率：敷地面積に対する緑化施設の面積の割合

2) 緑化地域における緑化の考え方

緑化地域では、緑化については基本的に道路や公園などの公共公益施設や民有地ごとに一定割合以上の緑化を義務付けていきます。それぞれの敷地では、建物が建っていない部分はもとより屋上や壁面などの緑化を行う事により緑化率を確保し、地域全体の緑化を推進していきます。

3) 緑化地域における整備方針

1. 公共施設の緑化を推進します

- ・公共施設については、より積極的な緑化の推進を図ります。特に、敷地周囲の緑化や壁面緑化など視覚的に効果のある緑化に努めます。

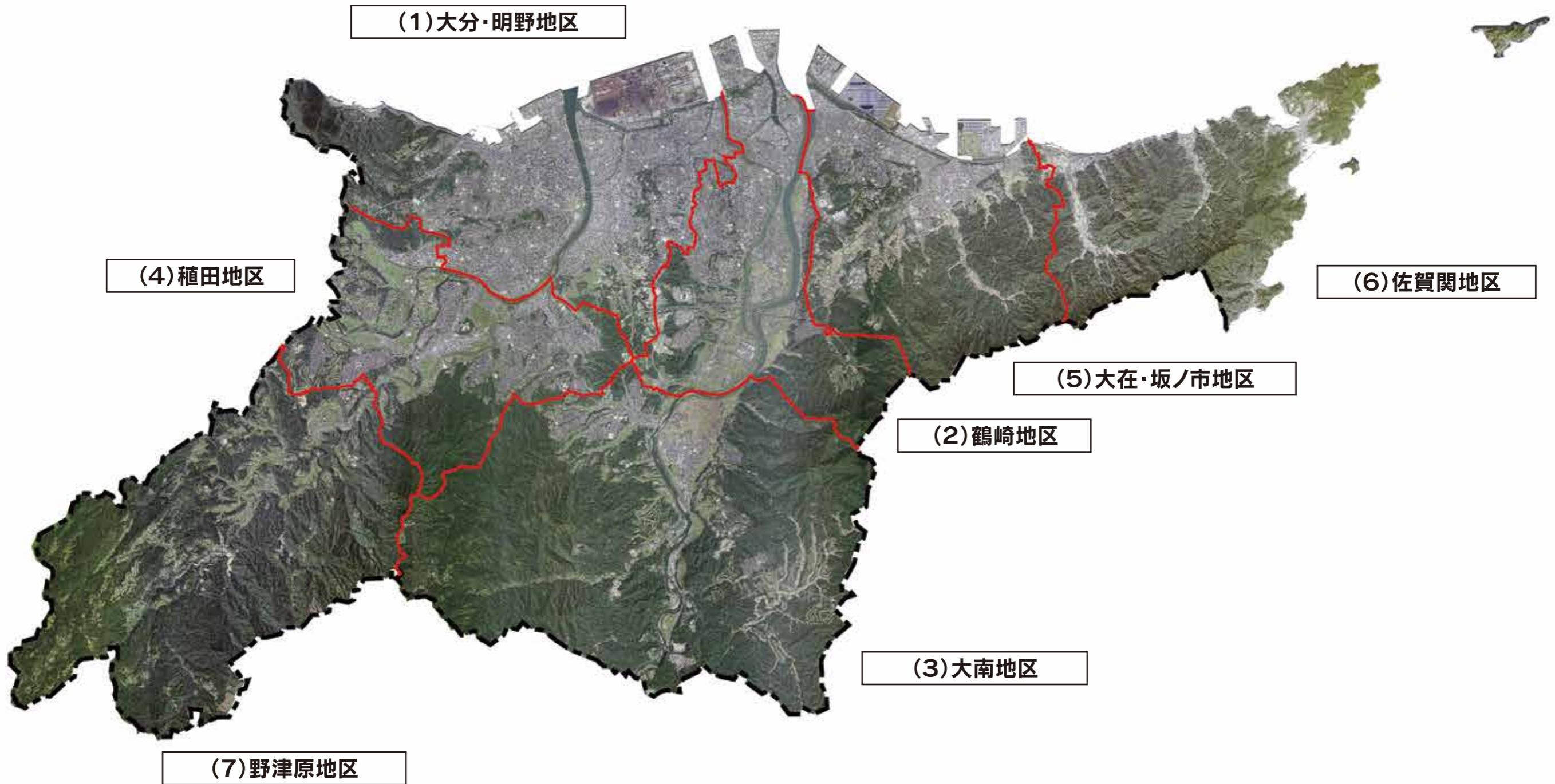
2. 民間施設の緑化を推進します

- ・緑化地域制度の周知を図りながら、土地所有者等への緑化に対する理解に努めます。
- ・緑化助成事業など、支援方策の活用を図り、土地所有者や事業者等が緑化の推進に取り組みやすいよう配慮していきます。
- ・建築物が建っていない部分の緑化はもとより、駐車場緑化、屋上緑化や壁面緑化等の敷地内緑化を推奨していきます。

6

地区別の緑の配置方針

ここでは、「大分市の総合的な緑の配置方針図（65ページ）」を、（1）大分・明野地区、（2）鶴崎地区、（3）大南地区、（4）植田地区、（5）大在・坂ノ市地区、（6）佐賀関地区、（7）野津原地区の7つの地区に分け、それぞれの地区ごとに、緑に関する課題や、緑の保全や、緑化の推進などの地区別の緑の配置方針を定めます。



(1) 大分・明野地区

■地区と緑の概況

- 大分・明野地区は大分市の北西部に位置し、市の玄関口となる大分駅を中心に官公庁等の中心市街地が広がっており、日常的に多くの人々が訪れる場所となっています。
- 地区の西側では高崎山自然公園や柞原八幡宮の森など貴重な自然環境が残され、市街地中心部を大分川が南北に流れているほか、市街地に隣接して緑豊かな上野丘の丘陵地があります。しかし、市街地中心部は緑が少ない状況となっています。

■地区の課題

- 市街地を中心に、ヒートアイランド現象が確認されており、温暖化防止に向けた対策が必要となっています。
- 緑化重点地区の緑被率は約9.6%であり、特に緑化が必要となっています。
- 高崎山周辺、上野丘周辺は、緑豊かな山地、丘陵地があり、その保全が必要となっています。
- 市民の緑に対する意識調査では、緑が少ないと感じている人が他の地区に比べ多くみられます。また、緑の保全を積極的に行い、緑を増やしていくことが望ましいと考える人が多くみられます。
- 公園施設の老朽化等に伴う公園の維持管理や利活用が課題です。

■緑地の保全

- 瀬戸内海国立公園にも指定されている高崎山周辺など、山地、丘陵地の緑や大分川の自然を守ります。
- 高崎山・柞原八幡宮周辺、大分IC周辺、上野丘子どものもり公園・上野ヶ丘墓地公園周辺の丘陵地、松栄山公園周辺などで多様な生物が生息・生育できる空間を保全し、エコロジカルネットワークの形成を図ります。
- 市街地の環境を守るため、公園・緑地などの維持管理に努めます。

■緑化の推進

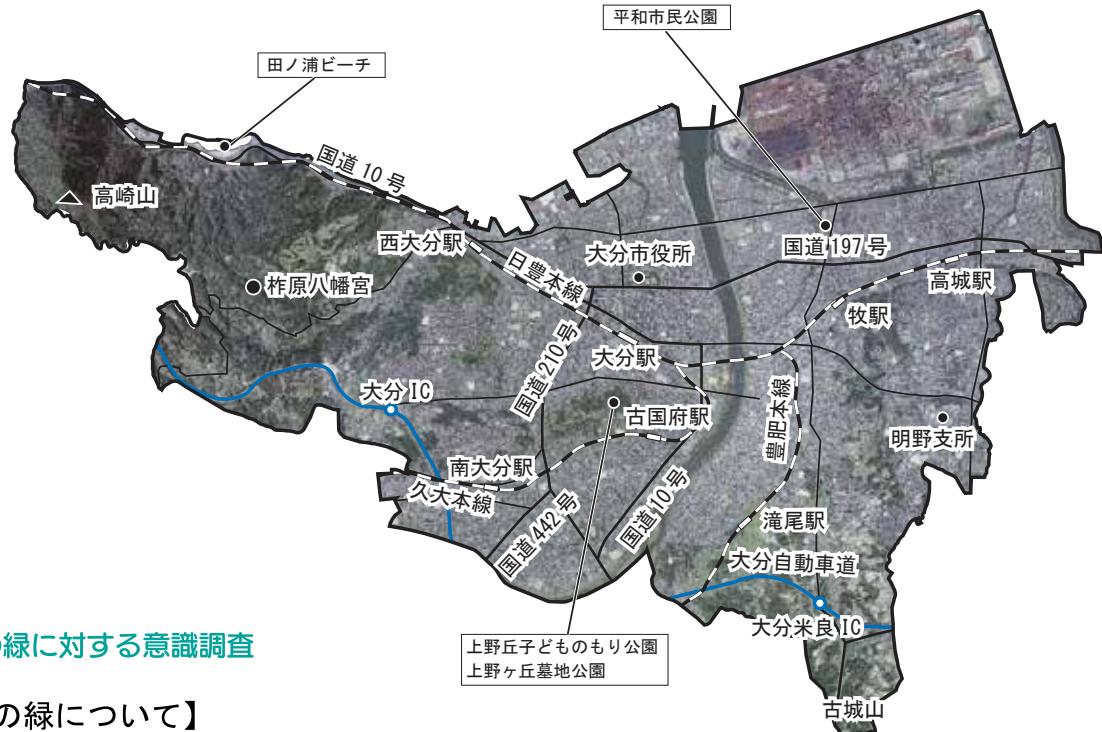
- 都市公園、街路樹など公共公益施設の緑化を図ります。
- 緑化重点地区では、緑化に関する支援策などを活用し、市民や行政との協働により緑化を推進します。
- 市街地や住宅団地などの民有地については、敷地内緑化を推進していきます。
- 大友氏館跡・旧万寿寺地区等を含む大友氏遺跡歴史公園を歴史・文化・自然を活かした市民の活動拠点と位置づけ、併せて歴史的環境や景観等に配慮し大分川河川敷の整備を図ります。
- 大分城址公園は、史跡の価値をまもり、市民の憩いの場となる“歴史を伝え、市民に親しまれる公園”とします。
- 上野丘子どものもり公園・上野ヶ丘墓地公園と田ノ浦ビーチ、平和市民公園を地区の核となる公園と位置づけ、維持管理や機能拡充に努めます。



大分城址公園

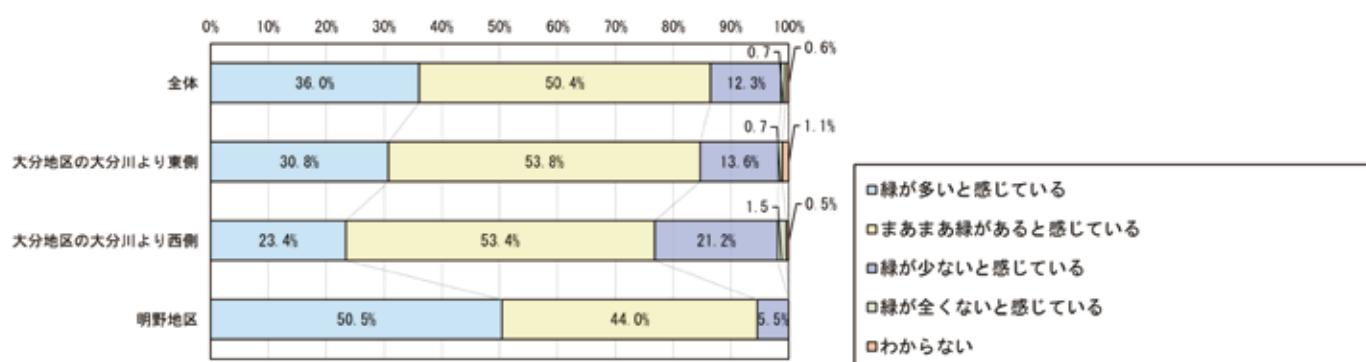


高崎山と田ノ浦ビーチ

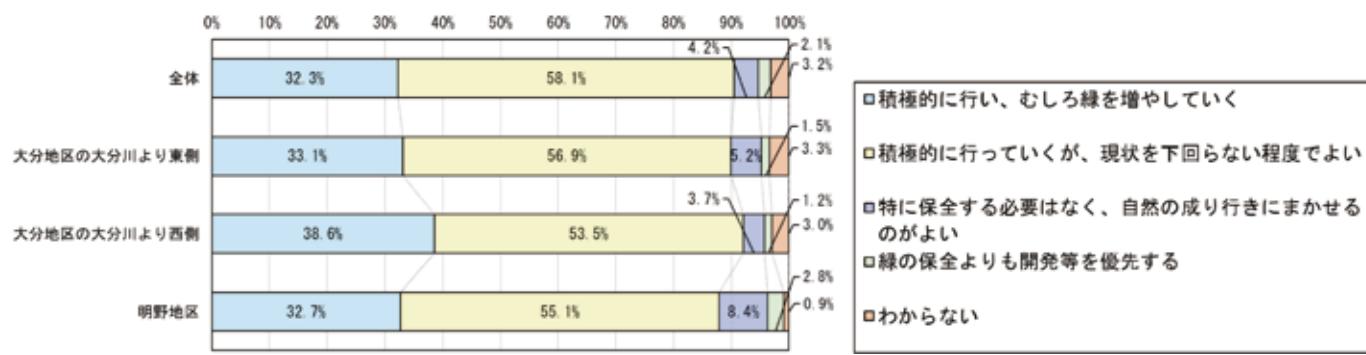


■市民の緑に対する意識調査

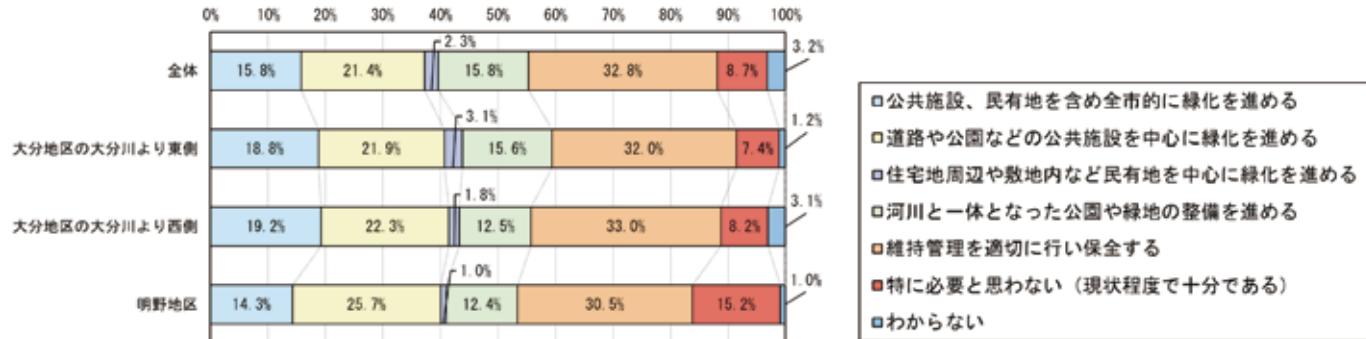
【周りの緑について】



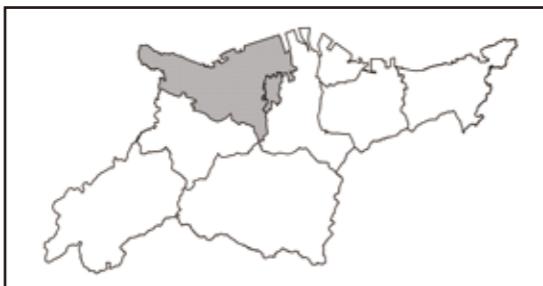
【緑の保全について】



【市街化の緑化について】



(1) 大分・明野地区



■ 高崎山・柞原八幡宮周辺、大分IC周辺、上野丘子どものもり公園・上野ヶ丘墓地公園周辺の丘陵地、松栄山公園周辺などで多様な生物が生息・生育できる環境を保全し、エコロジカルネットワークの形成を図ります。

■ 大分駅周辺を緑化重点地区と位置づけ緑化を推進します。

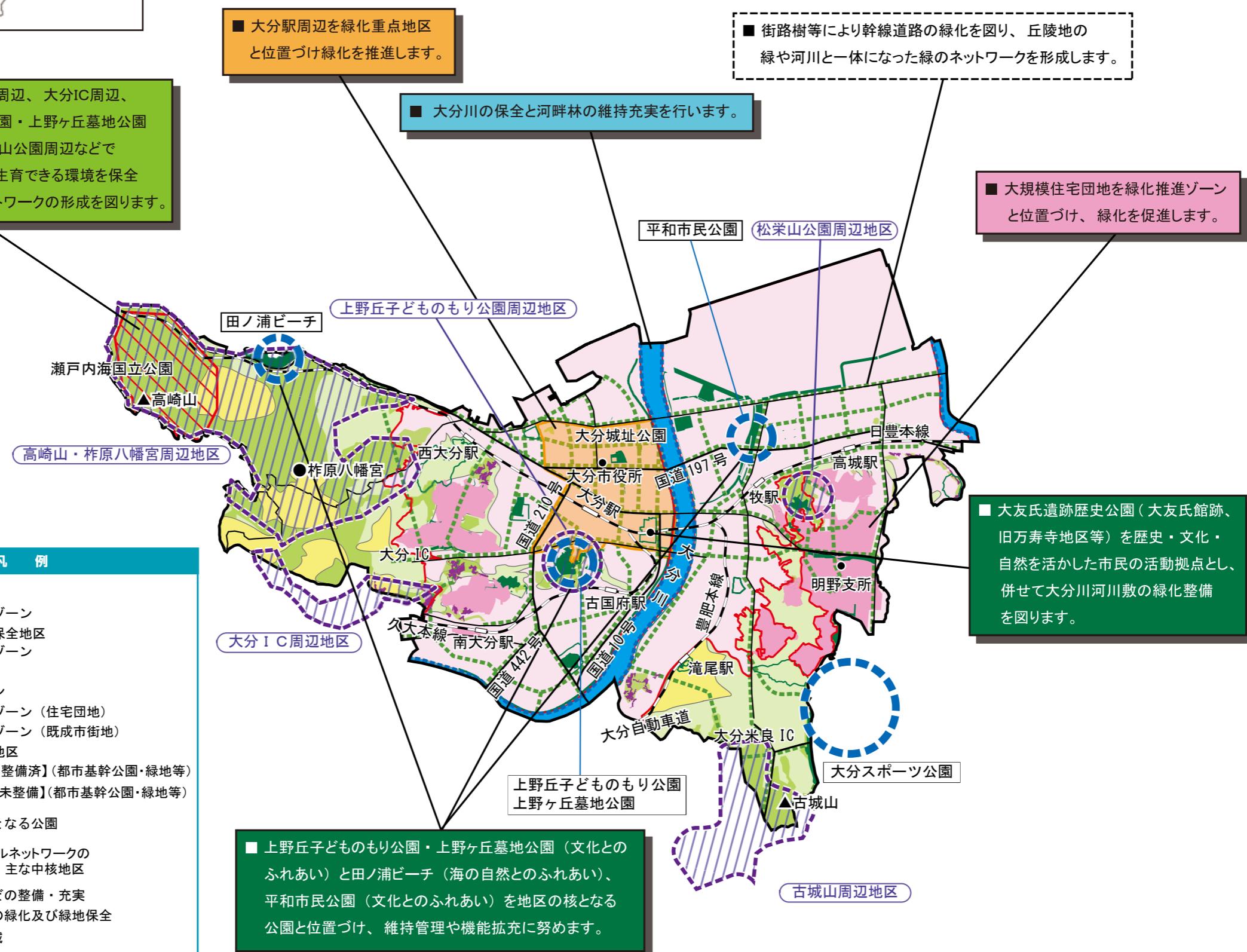
■ 街路樹等により幹線道路の緑化を図り、丘陵地の緑や河川と一体になった緑のネットワークを形成します。

■ 大分川の保全と河畔林の維持充実を行います。

■ 大規模住宅団地を緑化推進ゾーンと位置づけ、緑化を促進します。



凡 例	
	自然公園
	緑地保全ゾーン
	郷土の緑保全地区
	農地保全ゾーン
	河川
	共生ゾーン
	緑化推進ゾーン（住宅団地）
	緑化推進ゾーン（既成市街地）
	緑化重点地区
	都市公園【整備済】（都市基幹公園・緑地等）
	都市公園【未整備】（都市基幹公園・緑地等）
	地区の核となる公園
	エコロジカルネットワークの拠点地区・主要な中核地区
	街路樹などの整備・充実
	河川沿いの緑化及び緑地保全
	市街化区域



(2) 鶴崎地区

■地区と緑の概況

- ・鶴崎地区の北部は市街地が広がっているほか、臨海部には工業地帯が広がっています。
- ・地区の中心には大野川、乙津川が南北に流れ、その南部には優良な農地が広がっています。両河川の間の輪中地区には、樹林帯の整備や水辺環境整備が進んでいます。
- ・地区西南部の大分スポーツ公園は、大分市全体の核となる公園として維持されています。

■地区の課題

- ・高田輪中地区（鶴崎地区）では、水害に対する緑の役割が強く求められています。
- ・大野川及び乙津川河口付近の市街地ではヒートアイランド現象が確認されており、温暖化防止に向けた対策が必要となっています。
- ・公園施設の老朽化等に伴う公園の維持管理や利活用が課題です。

■緑の保全

- ・大野川、乙津川の自然や九六位山に続く山地や丘陵地などの緑を守ります。
- ・高尾山自然公園・大分スポーツ公園周辺、古城山周辺などで、多様な生物が生息・生育できる環境を保全し、エコロジカルネットワークの形成を図ります。
- ・大野川、乙津川沿いに広がる優良な農地の緑を守ります。
- ・市街地の環境を守るため、緩衝緑地などの維持管理に努めます。

■緑化の推進

- ・都市公園、街路樹など公共公益施設の緑を適切に維持管理します。
- ・大分スポーツ公園を市全体の核となる公園と位置づけ、未整備区域の整備及び公園機能の維持・充実を図ります。
- ・鶴崎スポーツパークを地区の核となる公園と位置づけ、公園機能の維持・充実を図ります。
- ・高田輪中地区においては、水害の軽減を目的として整備された大野川樹林帯の維持管理について、市民と協働で取り組みます。
- ・史跡横尾貝塚においては、歴史公園の整備を検討していきます。
- ・市街地や住宅団地などの民有地については、敷地内緑化を推進していきます。



大分スポーツ公園

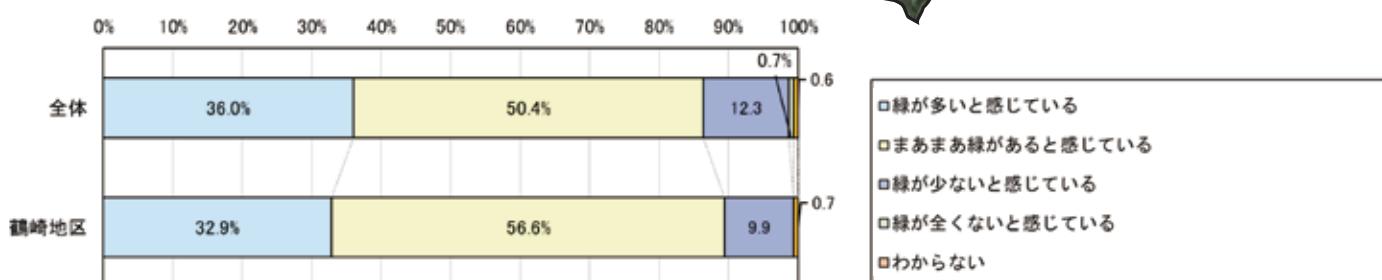


大野川樹林帯

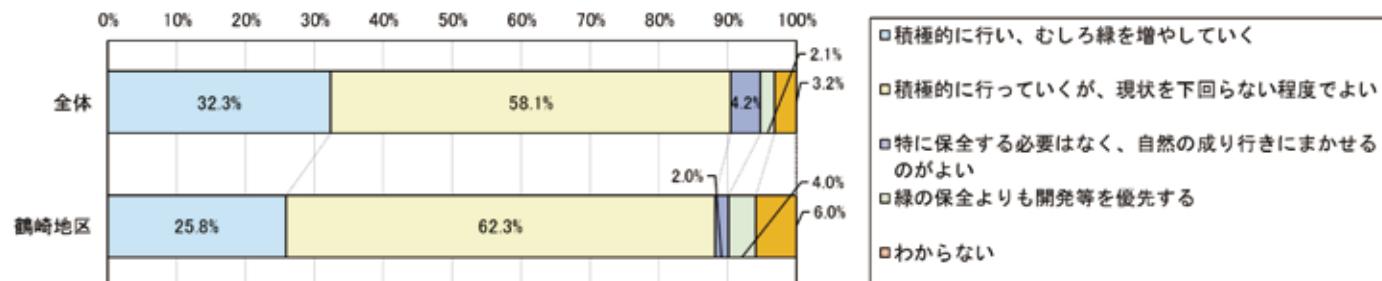


■市民の緑に対する意識調査

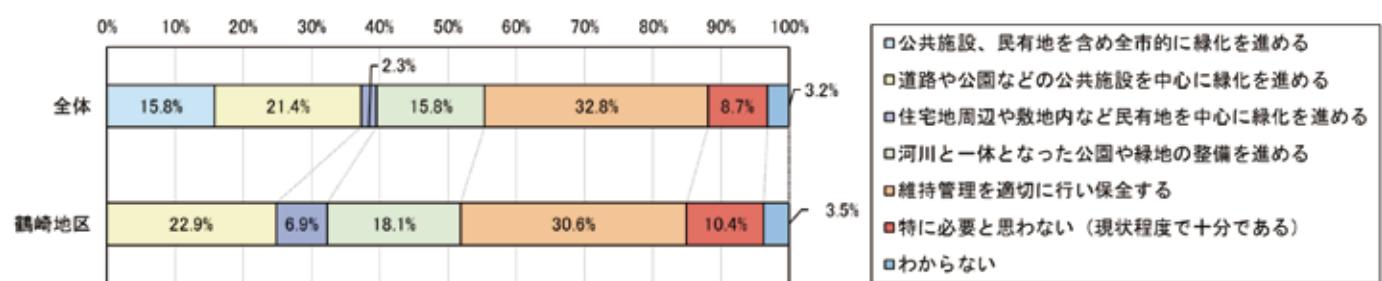
【周りの緑について】



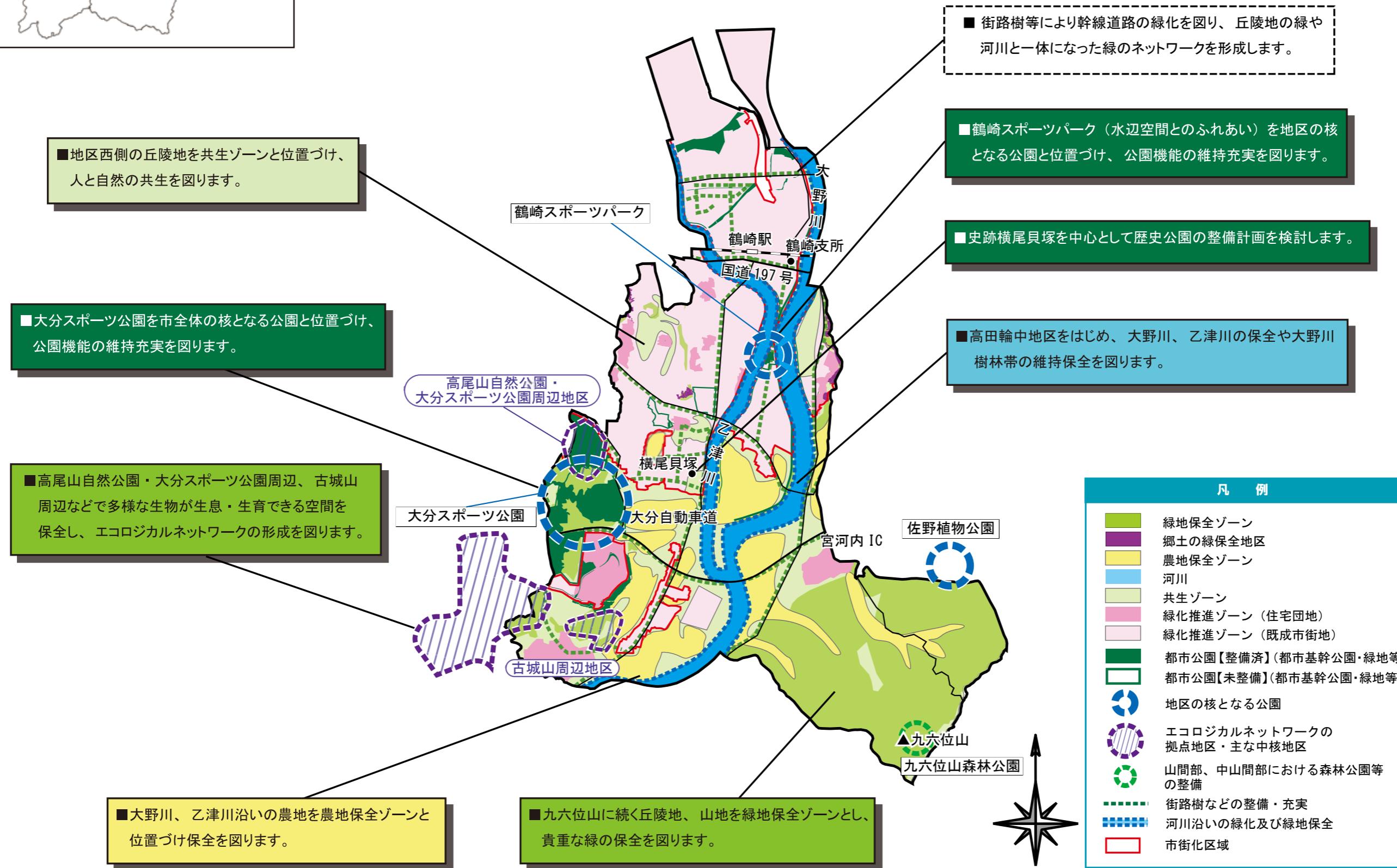
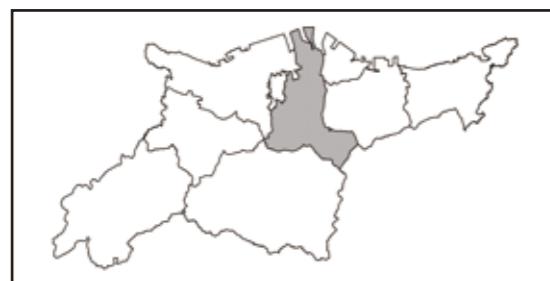
【緑の保全について】



【市街化の緑化について】



(2) 鶴崎地区



(3) 大南地区

■地区と緑の概況

- ・大南地区は大分市の南部に位置し、山地、丘陵地など豊かな緑に恵まれた地区で、大野川沿いに市街地が広がっています。
- ・地区の中心には大野川が流れ、その周辺には優良な農地が広がっています。
- ・地区全体的に自然環境が多く残る地区ですが、北部にはまとまった規模の住宅団地がみられます。

■地区の課題

- ・本宮山、天面山等を中心に、緑豊かな山地、丘陵地があり、その保全が必要となっています。
- ・公園施設の老朽化等に伴う公園の維持管理や利活用が課題です。

■緑の保全

- ・貴重な動植物の生息が確認されている本宮山や九六位山周辺の山地の緑を守ります。
- ・大分県青少年の森、河原内川河川プールなど自然とふれあうことのできる緑を守ります。
- ・大野川両岸に広がる優良な農地の緑を守ります。
- ・古城山周辺、西寒多神社周辺などで多様な生物が生息・生育できる空間を保全し、エコロジカルネットワークの形成を図ります。

■緑化の推進

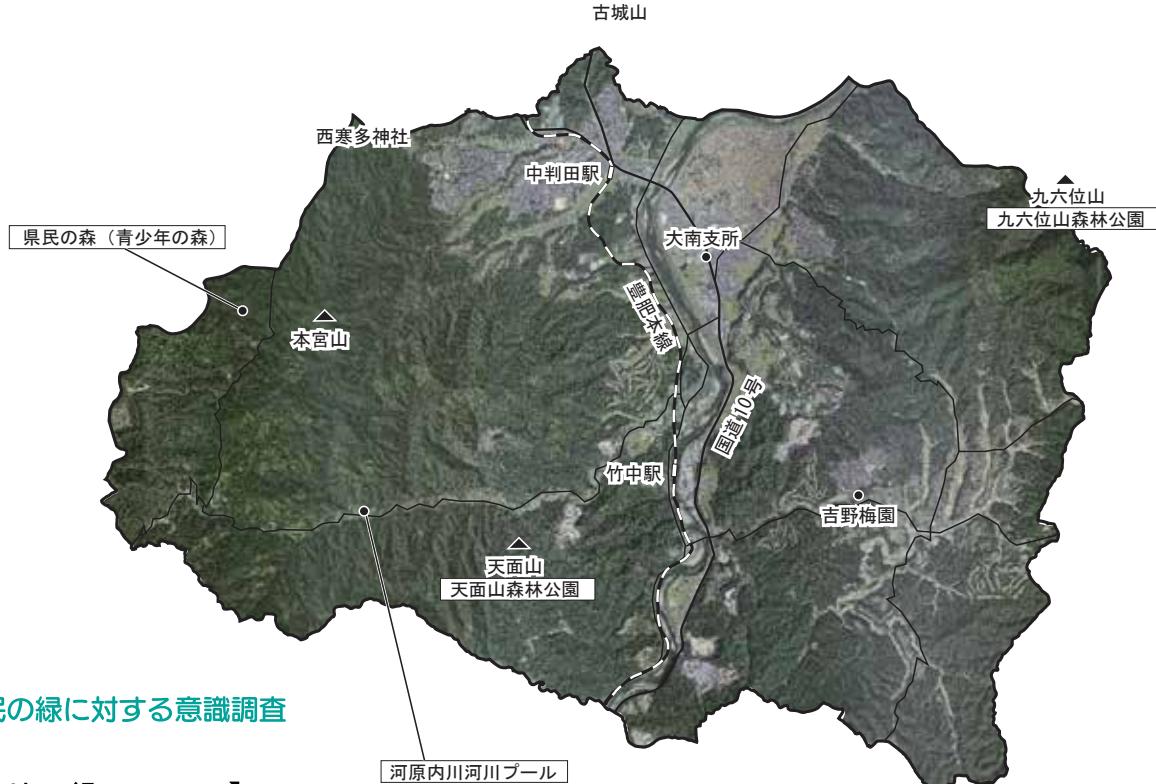
- ・都市公園、街路樹など公共公益施設の緑を適切に維持管理します。
- ・市街地や住宅団地などの民有地については、敷地内緑化を推進していきます。



八幡神社のクスノキ(楠木生)

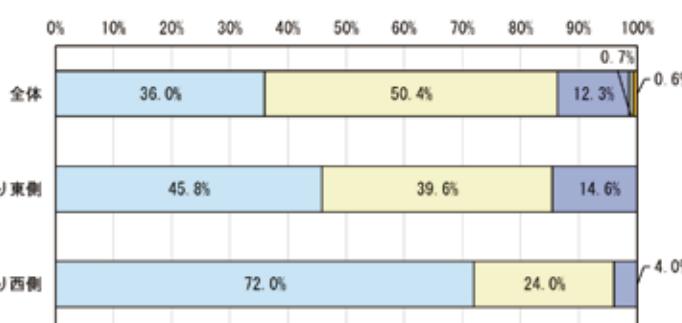


天面山



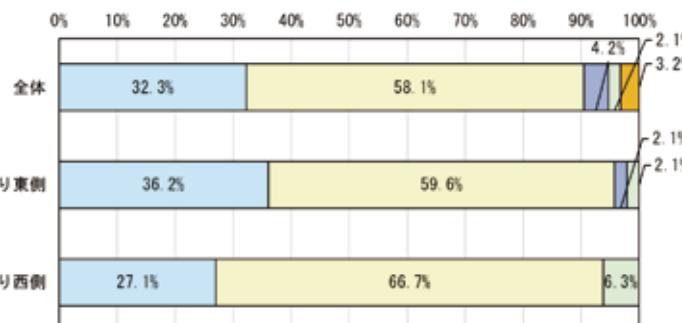
■市民の緑に対する意識調査

【周りの緑について】



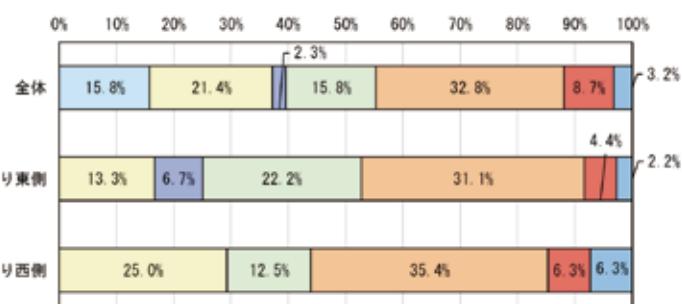
- 緑が多いと感じている
- まあまあ緑があると感じている
- 緑が少ないと感じている
- 緑が全くないと感じている
- わからない

【緑の保全について】



- 積極的に行い、むしろ緑を増やしていく
- 積極的に行っていくが、現状を下回らない程度でよい
- 特に保全する必要はなく、自然の成り行きにまかせるのがよい
- 緑の保全よりも開発等を優先する
- わからない

【市街化の緑化について】



- 公共施設、民有地を含め全市的に緑化を進める
- 道路や公園などの公共施設を中心に緑化を進める
- 住宅地周辺や敷地内など民有地を中心に緑化を進める
- 河川と一体となった公園や緑地の整備を進める
- 維持管理を適切に行い保全する
- 特に必要と思わない（現状程度で十分である）
- わからない

(3) 大南地区

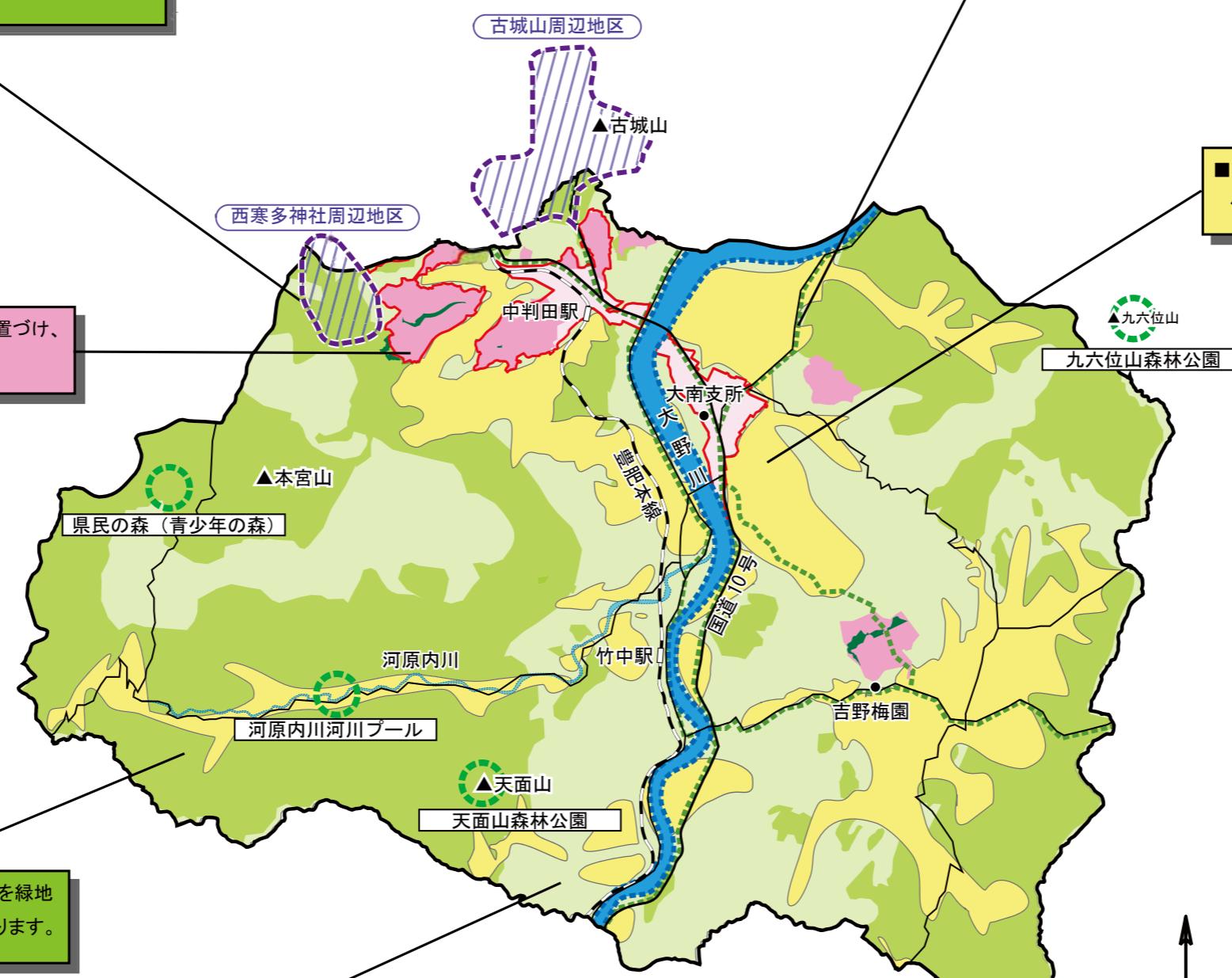


■古城山周辺、西寒多神社周辺などで多様な生物が生息・生育できる空間を保全し、エコロジカルネットワークの形成を図ります。

■街路樹等により幹線道路の緑化を図り、丘陵地の緑や河川と一体になった緑のネットワークを形成します。

■大野川両岸に広がる農地を農地保全ゾーンと位置づけ保全を図ります。

■大規模住宅団地を緑化推進ゾーンと位置づけ、緑化を促進します。



■本宮山、河原内地区の丘陵地、山地を緑地保全ゾーンとし、貴重な緑の保全を図ります。

■緑地保全ゾーンを除く山林を共生ゾーンとし、人と自然の共生を図ります。

凡 例
緑地保全ゾーン
農地保全ゾーン
河川
共生ゾーン
緑化推進ゾーン（住宅団地）
緑化推進ゾーン（既成市街地）
都市公園【整備済】（都市基幹公園・緑地等）
都市公園【未整備】（都市基幹公園・緑地等）
エコロジカルネットワークの拠点地区・主な中核地区
山間部、中山間部における森林公園等の整備
街路樹などの整備・充実
河川沿いの緑化及び緑地保全
市街化区域



(4) 種田地区

■地区と緑の概況

- ・種田地区は大分市の西部に位置し、丘陵地や農地などの自然環境が豊かな地区ですが、大規模な住宅団地も多くみられます。また、近年、土地区画整理事業などが行われ市街地が拡大しています。
- ・地区の中央部を大分川とその支流である七瀬川が東西に流れています、また、南部には霧山を中心とする山地が位置しています。
- ・大分川、七瀬川は、様々な動植物が生息する自然環境があり、散策や自然観察の場となるなど良好な緑の空間となっています。

■地区の課題

- ・公園施設の老朽化等に伴う公園の維持管理や利活用が課題です。
- ・住宅団地などの周囲に残された斜面林など、環境や景観面で重要な緑の保全が必要です。

■緑の保全

- ・貴重な動植物の生息が確認されている霧山周辺の山地の緑を守ります。
- ・大分川、七瀬川沿いに広がる優良な農地の緑を守ります。
- ・西寒多神社周辺の緑地については、今後も市民緑地として維持管理を図ります。
- ・西寒多神社周辺、古城山周辺、大分IC周辺などで、多様な生物が生息・生育できる空間を保全し、エコロジカルネットワークの形成を図ります。
- ・様々な生物の生息空間やレクリエーション機能、景観機能を持つ大分川、七瀬川の緑を守ります。

■緑化の推進

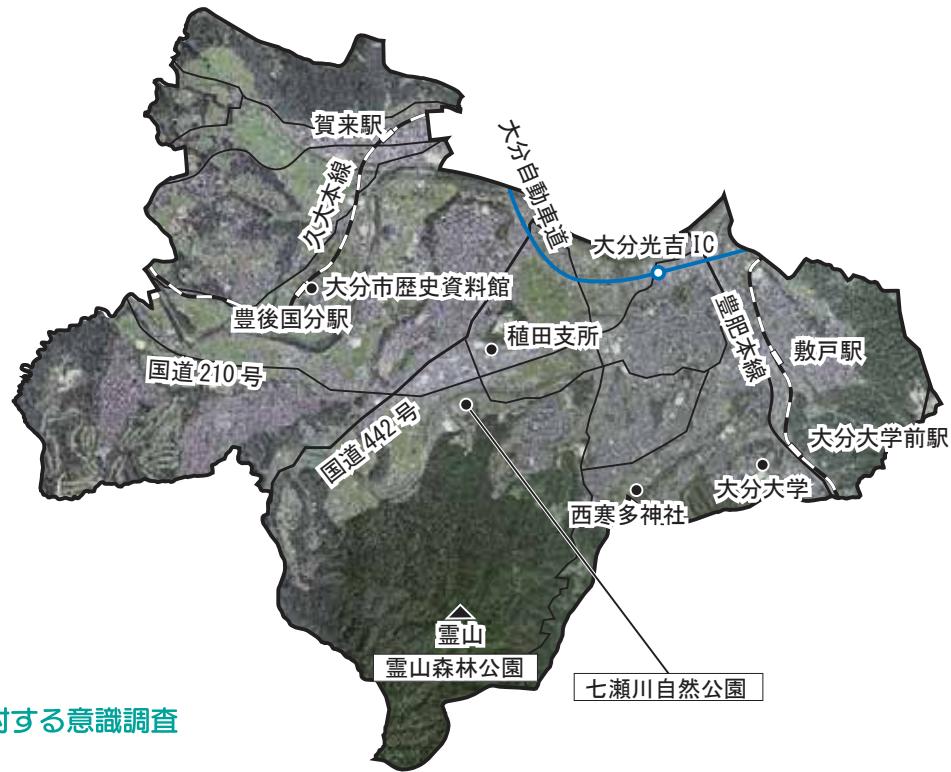
- ・市街地や住宅団地などの民有地については、敷地内緑化を推進していきます。
- ・都市公園、街路樹など、公共公益施設の緑を適切に維持管理します。
- ・七瀬川自然公園を地区の核となる公園として、公園機能の維持・充実を図ります。
- ・大分川、七瀬川においては自然観察や憩いの場の整備、山と市街地をつなぐ緑地づくりを市民と協働で取り組みます。



西寒多神社のヤマフジ

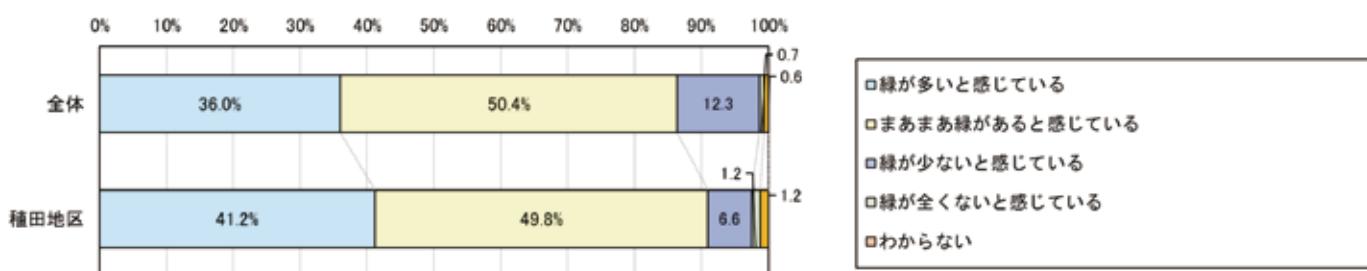


霧山の弁天池(オオイタサンショウウオ生息地)

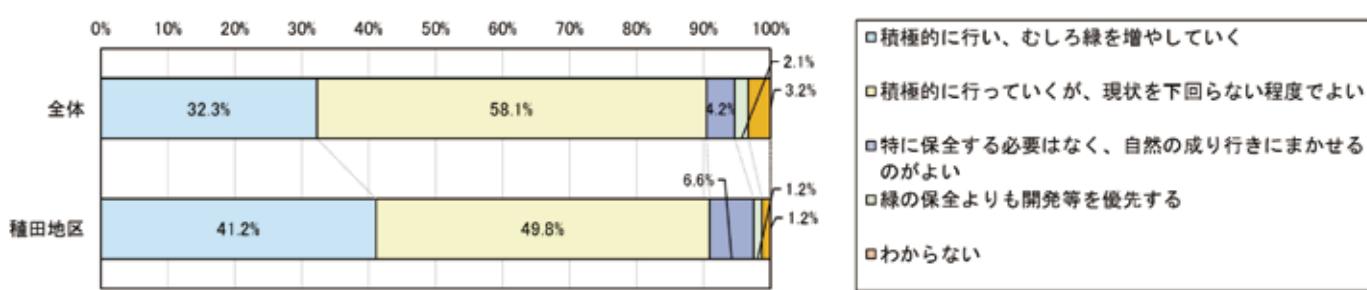


■市民の緑に対する意識調査

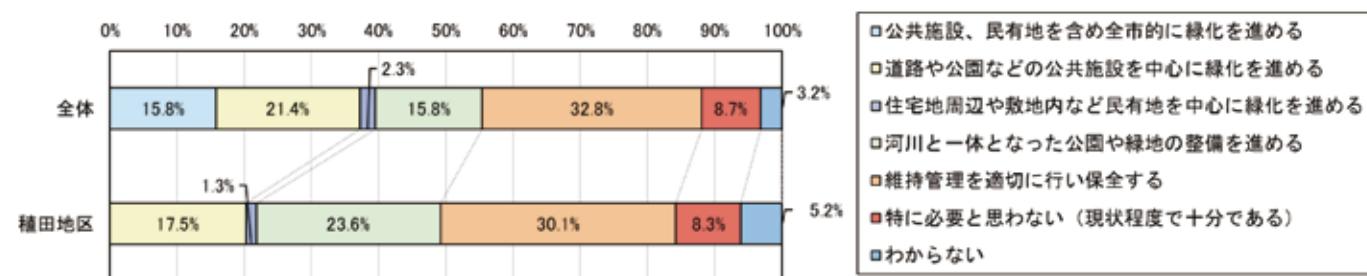
【周りの緑について】



【緑の保全について】



【市街化の緑化について】



(4) 植田地区



■大分川、七瀬川沿いに広がる農地を農地保全ゾーンと位置づけ保全を図ります。

- 街路樹等により幹線道路の緑化を図り、丘陵地の緑や河川と一体になった緑のネットワークを形成します。

■緑地保全ゾーンを除く山林を共生ゾーンとし、人と自然の共生を図ります。

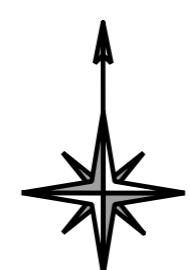
■大分川、七瀬川の保全や河川空間の活用を図ります。

■大規模住宅団地を緑化推進ゾーンと位置づけ、
緑化を促進します。

■七瀬川自然公園（水辺空間とのふれあい）
を地区の核となる公園と位置づけ、公園
機能の維持充実を図ります。

■ 灵山周辺の山地を緑地保全ゾーンとし、貴重な緑の保全を図ります。

■西寒多神社周辺、古城山周辺、大分IC周辺などで
多様な生物が生息・生育できる空間を保全し、エコ
ロジカルネットワークの形成を図ります。



凡　例	
	緑地保全ゾーン
	郷土の緑保全地区
	農地保全ゾーン
	河川
	共生ゾーン
	緑化推進ゾーン（住宅団地）
	緑化推進ゾーン（既成市街地）
	都市公園【整備済】（都市基幹公園・緑地等）
	都市公園【未整備】（都市基幹公園・緑地等）
	地区の核となる公園
	エコロジカルネットワークの拠点地区・主な中核地区
	山間部、中山間部における森林公園等の整備
	街路樹などの整備・充実
	河川沿いの緑化及び緑地保全
	市街化区域

(5) 大在・坂ノ市地区

■地区と緑の概況

- ・大在・坂ノ市地区は大分市の北東部に位置し、臨海部には、工場や海の玄関口としての臨海交流拠点があり、内陸部には市街地が広がっています。また、丘陵地には大規模工場もみられます。
- ・臨海工場地と住宅地の間には緩衝緑地が整備されています。
- ・全体的には丘陵地や農地などの自然環境が豊かな地区となっています。

■地区の課題

- ・臨海部に面した市街地ではヒートアイランド現象が確認されており、温暖化防止に向けた対策が必要となっています。
- ・市街地に隣接した丘陵地では、住宅団地の開発や大規模工場の立地などが行われ、緑が少なくなっています。
- ・公園施設の老朽化等に伴う公園緑地の維持管理や利活用が課題です。
- ・市民の緑に対する意識調査より、臨海部に面した地区（大在周辺）では、緑が多いと感じている人が他地区に比べ少ない状況にあります。また、積極的に緑を増やして保全をすることが望ましいと思う人が、最も多い地区です。

■緑の保全

- ・貴重な動植物が確認されている白山周辺の山地の緑を守ります。
- ・丘陵地に沿って広がる農地の緑を守ります。
- ・市街地と保全ゾーンにはさまれた丘陵地については、緑を守り、人と自然の共生を図ります。
- ・岡・丹生周辺、亀塚古墳公園周辺などで多様な生物が生息・生育できる環境を保全し、エコロジカルネットワークの形成を図ります。
- ・市街地の環境を保全するため、緩衝緑地などの維持管理に努めます。
- ・様々な水辺空間を持つ大野川の緑を守ります。

■緑化の推進

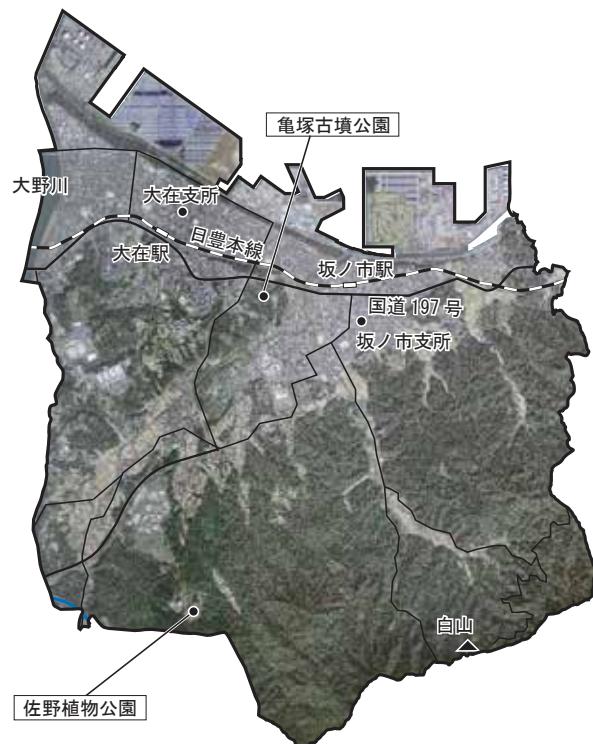
- ・都市公園、街路樹など公共公益施設の緑を適切に維持管理します。
- ・市街地や住宅団地などの民有地については、敷地内緑化を推進していきます。
- ・亀塚古墳公園、佐野植物公園を地区の核となる公園に位置づけ、公園機能の維持・充実を図ります。



佐野植物公園

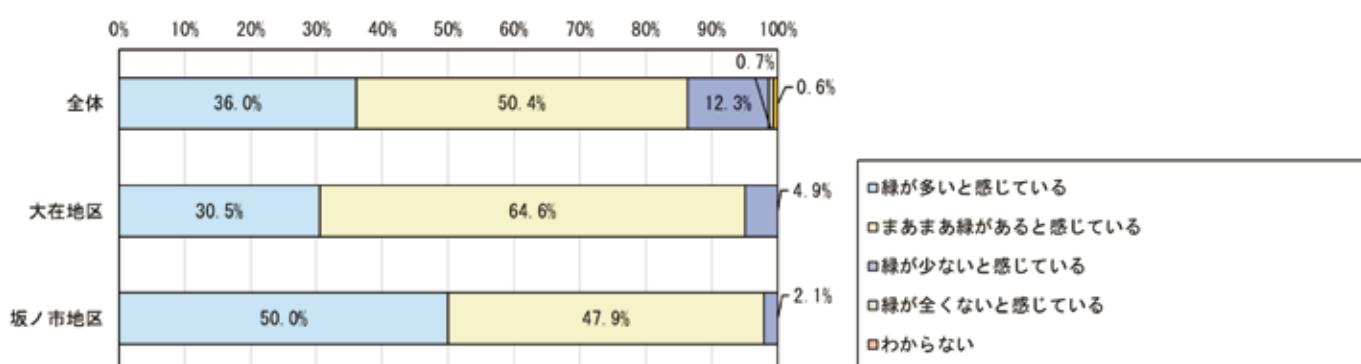


大野川右岸緑地の桜

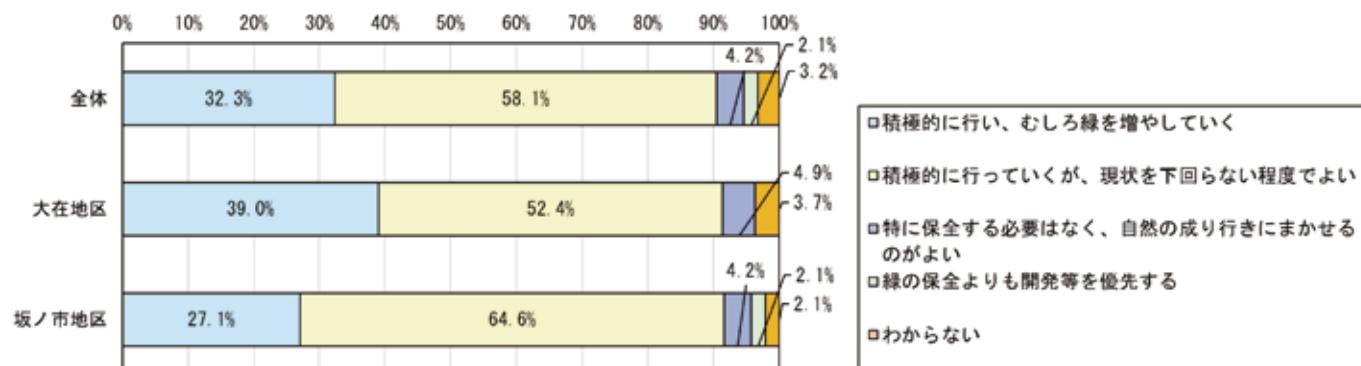


■市民の緑に対する意識調査

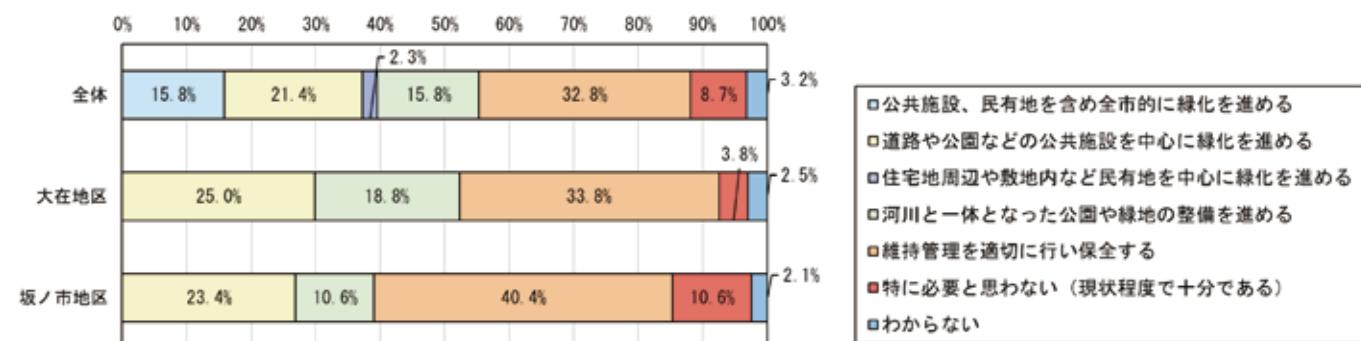
【周りの緑について】



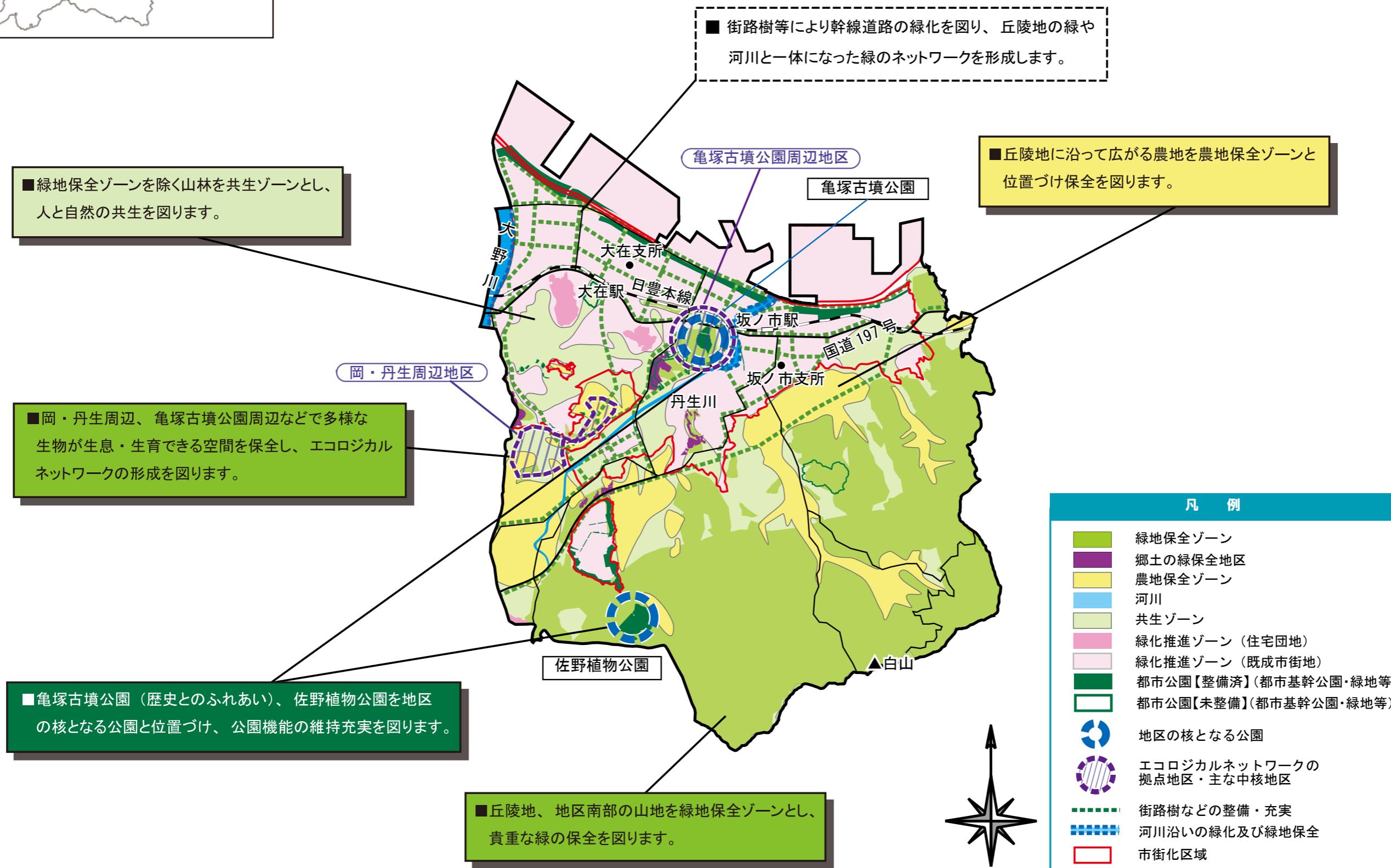
【緑の保全について】



【市街化の緑化について】



(5) 大在・坂ノ市地区



(6) 佐賀関地区

■地区と緑の概況

- ・佐賀関地区は大分市の北東部に位置し、地区の大半が山林などで占められており、東部の佐賀関港周辺では自然の地形を活かした良港や大規模工場地、住宅地などの市街地が広がり、西部にも市街地が広がっています。
- ・地区東端の高島は瀬戸内海国立公園内にあり、ウミネコの営巣地として県の天然記念物に指定されています。
- ・地区東南側の海岸一帯は日豊海岸国定公園内の北側に位置しています。

■地区の課題

- ・貴重な動植物が生息する山地や日豊海岸国定公園など、重要な緑地が広範囲にわたって分布しており、その保全が必要です。

■緑の保全

- ・日豊海岸国定公園や高島の瀬戸内海国立公園などの自然をはじめ、その他貴重な動植物が確認されている地区内の山林や丘陵地の緑を守ります。
- ・共生ゾーンの山地や丘陵地については、緑を守り、人と自然の共生を図ります。

■緑化の推進

- ・都市計画区域内の市街地においては、都市公園、街路樹などの緑を適切に維持管理します。
- ・地区内の民有地について、敷地内緑化を推進していきます。



関崎灯台と高島



高島とウミネコ

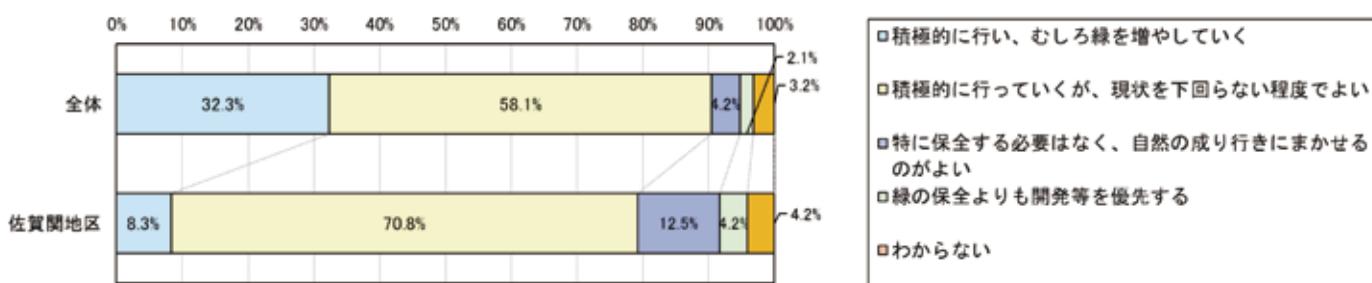


■市民の緑に対する意識調査

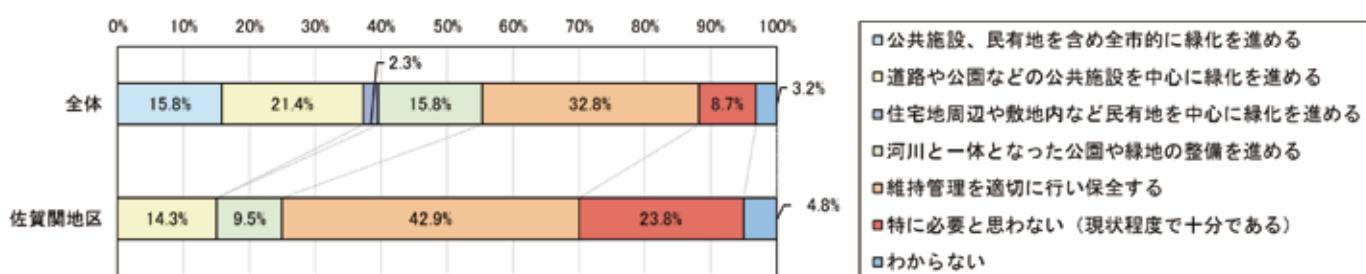
【周りの緑について】



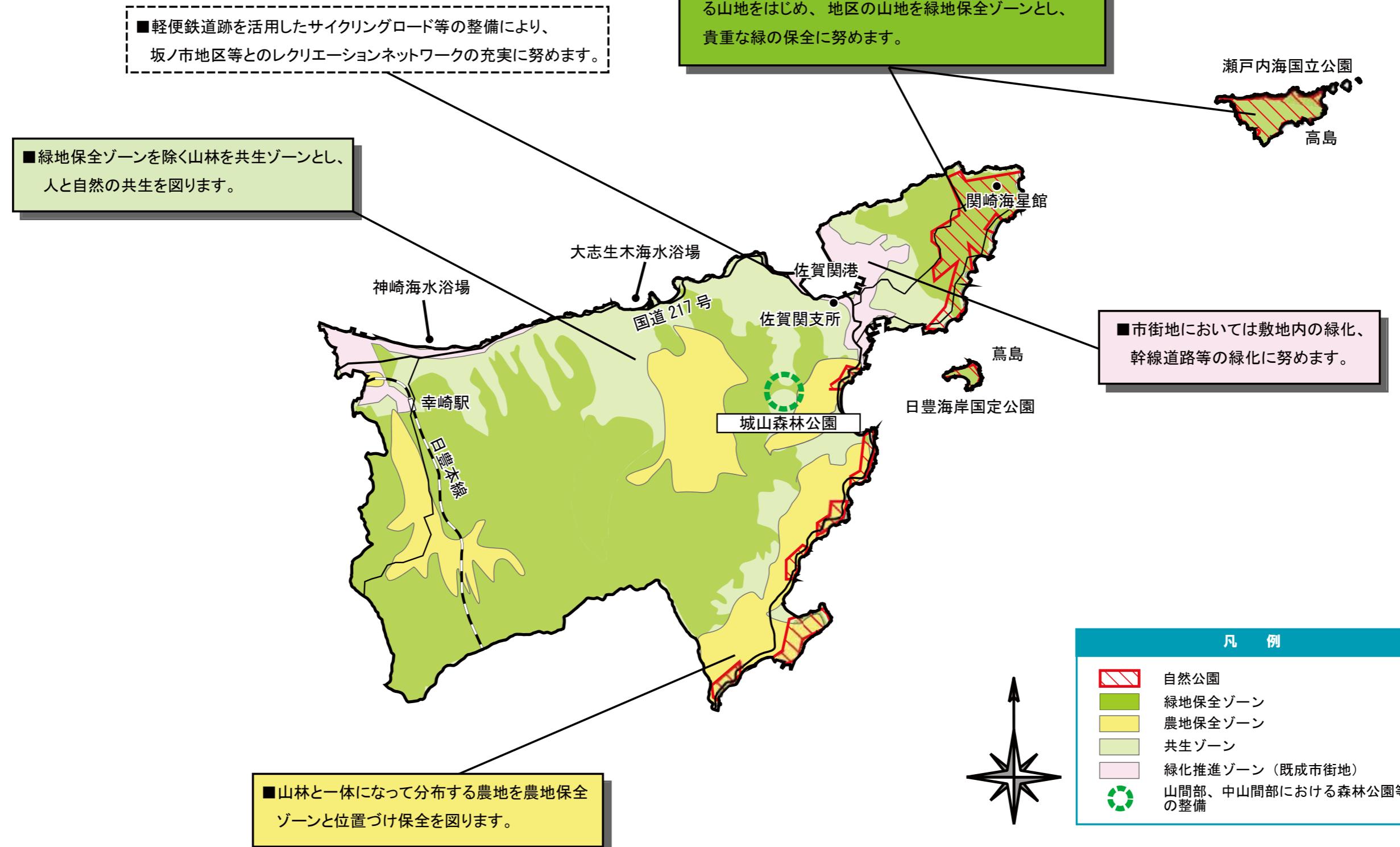
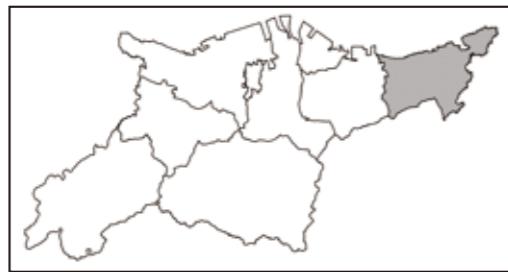
【緑の保全について】



【市街化の緑化について】



(6) 佐賀関地区



(7)野津原地区

■地区と緑の概況

- ・野津原地区は大分市の西南部に位置し、七瀬川が東西に流れ、山林や農地などの自然的土地利用が大半を占めています。
- ・地区南部には県民の森（平成森林公園）が整備されています。
- ・農地は景観的にも特徴のある棚田がみられます。
- ・地区中央を流れる七瀬川の上流域においては、大分川ダム（ななせダム）の建設が進んでいます。

■地区的課題

- ・貴重な動植物が生息する山林や神角寺芹川県立自然公園など、重要な緑地が広範囲にわたって分布しております、その保全が必要です。
- ・棚田をはじめ、優良な農地の保全が必要です。

■緑の保全

- ・神角寺芹川県立自然公園や貴重な動植物が確認されている山地の緑を守ります。
- ・共生ゾーンの山地や丘陵地については、緑を守り、人と自然の共生を図ります。
- ・棚田など特徴ある農地や景観などの緑を守ります。
- ・七瀬川の緑を保全します。

■緑化の推進

- ・大分川ダム（ななせダム）周辺で、自然環境を活かしたレクリエーション施設の整備を推進します。
- ・地区内の民有地については、敷地内緑化を推進していきます。
- ・様々な生物の生息空間やレクリエーション機能、景観機能を持つ七瀬川の緑を守ります。



今市石畠と緑

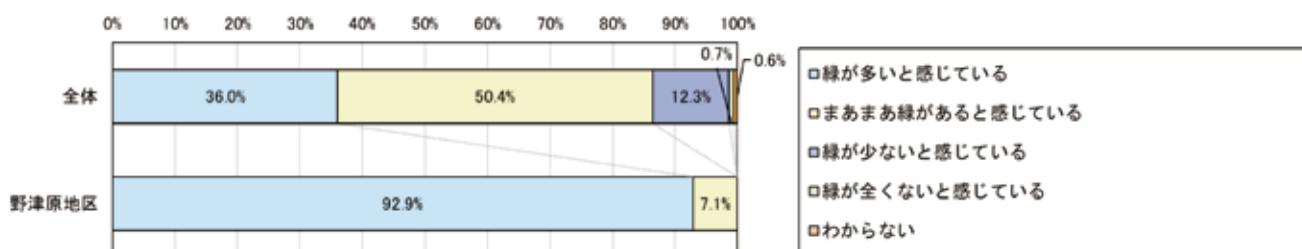


吉熊川とホタル

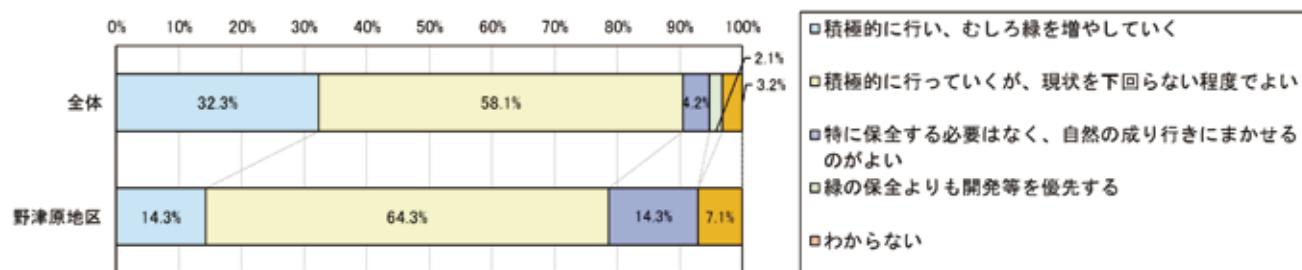


■市民の緑に対する意識調査

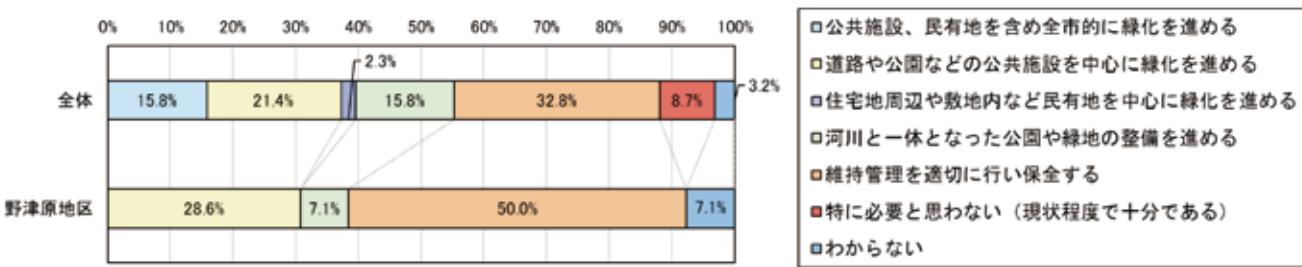
【周りの緑について】



【緑の保全について】



【市街化の緑化について】



(7) 野津原地区



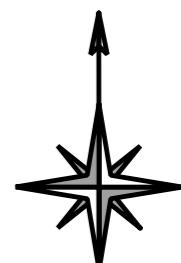
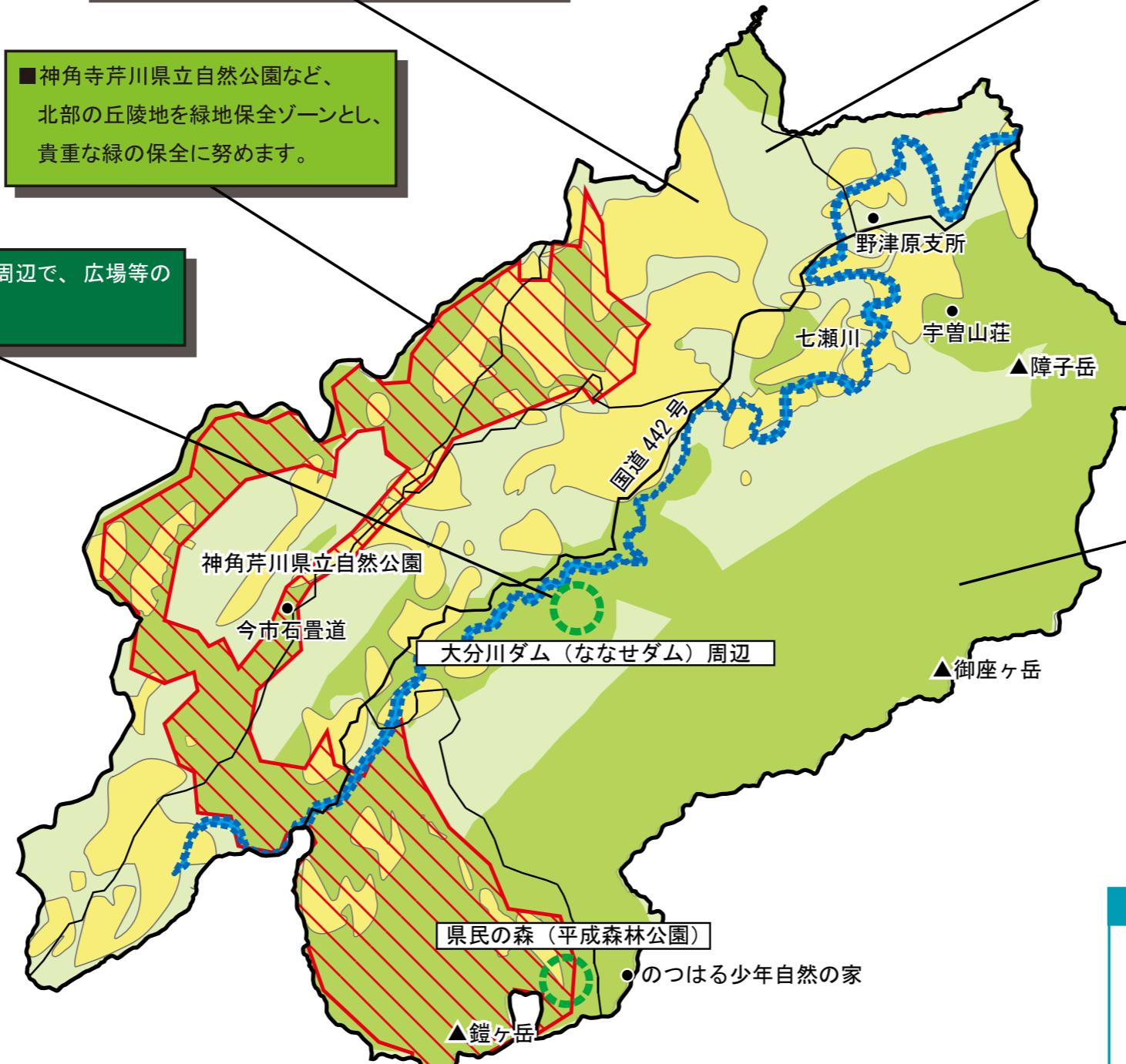
■丘陵地と一体になって広がる棚田などの農地を農地保全ゾーンと位置づけ保全を図ります。

■緑地保全ゾーンを除く山地や丘陵地を共生ゾーンとし、人と自然の共生を図ります。

■神角寺芹川県立自然公園など、北部の丘陵地を緑地保全ゾーンとし、貴重な緑の保全に努めます。

■大分川ダム（ななせダム）周辺で、広場等の整備を推進します。

■地区南部の山地を緑地保全ゾーンとし、貴重な緑の保全に努めます。



凡例

	自然公園
	緑地保全ゾーン
	農地保全ゾーン
	河川
	共生ゾーン
	山間部、中山間部における森林公园等の整備
	河川沿いの緑化及び緑地保全